

# 環境農林水産常任委員会資料 (補正)

令和5年3月3日

農政水産部



## 目次

	ページ
1 予算議案	4- 9
□ 議案第43号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第9号）	
□ 議案第54号 令和4年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）	
2 報告事項	10
□ 損害賠償額を定めたことについて	
3 その他報告事項	12-21
□ 宮崎県内水面漁業活性化計画（案）について	
□ 令和4年度うなぎ稚魚の採捕状況等について	
□ 宮崎県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書（獣医療県計画）（案）について	
□ 高病原性鳥インフルエンザ埋却地近くからの白濁水の確認について	
□ 県立農業大学校の取組状況について	

# 1 予算議案

## 【議案第43号】令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第9号）

## 【議案第54号】令和4年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）

令和4年度 2月補正

歳出予算説明資料（部別総括表）

農政水産部

（単位：千円）

課	令和4年度			令和3年度	
	補正額	補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
農政水産部	-7,536,511	52,127,045	44,590,534	42,693,712	42,506,381
一般会計	-7,506,065	51,859,396	44,353,331	42,391,519	42,272,505
農政企画課	-40,137	1,833,653	1,793,516	1,641,843	1,679,341
農業流通ブランド課	-212,249	1,122,552	910,303	1,525,178	1,423,966
農業普及技術課	-539,659	5,475,065	4,935,406	3,532,841	3,858,629
農業担い手対策課	-771,794	2,969,178	2,197,384	2,308,920	2,124,637
農産園芸課	-1,140,590	3,833,480	2,692,890	2,371,864	2,207,664
農村計画課	-310,992	2,793,975	2,482,983	3,055,979	2,730,900
農村整備課	-1,586,731	16,612,093	15,025,362	13,851,920	12,371,380
水産政策課	-121,465	2,737,135	2,615,670	2,295,024	2,173,843
漁業管理課	-856,086	5,078,977	4,222,891	3,987,396	4,962,144
畜産振興課	-1,919,463	7,990,068	6,070,605	7,370,054	8,298,746
家畜防疫対策課	-6,899	1,413,220	1,406,321	450,500	441,255
特別会計	-30,446	267,649	237,203	302,193	233,876
水産政策課	-30,446	267,649	237,203	302,193	233,876

# 1 予算議案

## 【議案第43号】令和4年度宮崎県一般会計補正予算（繰越明許費の追加）

課名	款	項	事業名	金額(千円)
農政企画課	農林水産業費	農業費	堆肥活用低コスト肥料供給体制構築支援事業	104,800
	農林水産業費	農業費	鳥獣被害防止対策事業	44,568
	災害復旧費	農林水産施設 災害復旧費	農林水産業共同利用施設災害復旧事業	63,810
農業普及技術課	農林水産業費	農業費	活動火山周辺地域防災営農対策事業	78,171
	農林水産業費	農業費	堆肥等利活用促進緊急体制整備事業	3,578
	農林水産業費	農業費	肥料価格高騰対策支援事業	454,510
農業担い手対策課	農林水産業費	農業費	みやざき新規就農者育成総合対策事業	4,058
	農林水産業費	農業費	農業経営体育成支援事業	120,082
農産園芸課	農林水産業費	農業費	産地パワーアップ計画支援事業	479,442
	農林水産業費	農業費	宮崎の農業「強い産地づくり」対策事業	648,073
	農林水産業費	農業費	みやざき施設園芸省工ネ転換緊急対策事業	81,872
	農林水産業費	農業費	稲作経営基盤強化対策事業	56,144

# 1 予算議案

課名	款	項	事業名	金額(千円)
農村計画課	農林水産業費	農地費	地籍調査事業	400,895
農村整備課	農林水産業費	農地費	県単土地改良事業	24,880
	災害復旧費	農林水産施設 災害復旧費	耕地災害復旧事業	1,964,122
漁業管理課	農林水産業費	水産業費	水産施設改良事業	80,221
	農林水産業費	水産業費	県単漁港維持管理事業	61,471
	農林水産業費	水産業費	県単漁港調査事業	12,877
	農林水産業費	水産業費	県単漁港建設事業	47,127
畜産振興課	農林水産業費	畜産業費	畜産競争力強化整備事業	2,368,310
	農林水産業費	畜産業費	畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業	181,444
	農林水産業費	畜産業費	「おいしさ日本一宮崎牛」緊急PR事業	97,720
	農林水産業費	畜産業費	県産肥飼料実需農家利用促進事業	53,430
計			23事業	7,431,605

# 1 予算議案

## 【議案第43号】令和4年度宮崎県一般会計補正予算（繰越明許費の変更）

課名	款	項	事業名	金額(千円)	
				補正前	補正後
農村計画課	農林水産業費	農業費	基幹水利施設管理事業	2,438	21,345
農村整備課	農林水産業費	農業費	公共農村総合整備対策事業	275,450	525,714
	農林水産業費	農地費	公共土地改良事業	2,488,107	4,521,286
	農林水産業費	農地費	公共農道整備事業	28,000	124,950
	農林水産業費	農地費	公共農地防災事業	774,655	1,612,473
漁業管理課	農林水産業費	水産業費	水産基盤（漁場）整備事業	150,000	266,000
	農林水産業費	水産業費	水産基盤（漁港）整備事業	867,700	1,574,200
	土木費	河川海岸費	公共海岸保全漁港事業	120,000	411,770
	災害復旧費	農林水産施設 災害復旧費	漁港災害復旧事業	60,625	150,045
計			9事業	4,766,975	9,207,783
変更増額				4,440,808千円	

# 新「おいしさ日本一宮崎牛」緊急PR事業

畜産振興課 97,720千円  
【財源:宮崎再生基金】

## 事業の目的

第12回全共で新たに獲得した「おいしさ日本一」の称号を、G7宮崎農業大臣会合開催を契機として、大都市圏に向け早期かつ大々的にPRすることで、宮崎牛のブランド価値を高め、更なる消費拡大を図る。

## 事業の概要

### (1) 事業スキーム

県  $\xrightarrow{\text{委託}}$  民間企業

### (2) 事業内容 (PR事業)

- ①大都市圏（東京都、大阪府、福岡県）における主要駅の交通広告等を活用した宮崎牛の集中的なPRを展開
- ②SNSを活用した宮崎牛のプレゼント企画  
→県・市町村のふるさと納税サイトとの連携

### (3) 成果指標

宮崎牛「おいしさ日本一」認知度調査 現状（令和3年度）-% → 令和5年度 50%  
※令和4年度より新たに調査



**G7宮崎農業大臣会合  
キャンペーン**  
宮崎牛を777名に  
プレゼント！



## 事業の期間

令和4年度



# 【別紙】 新「おいしさ日本一宮崎牛」緊急PR事業

<p><b>第12回 全共</b></p>	<p>令和4年10月～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○4大会連続内閣総理大臣賞受賞（おいしさ日本一獲得）</li> <li>○集中的なプロモーション（贈呈、CM、フェア等）</li> </ul>	
<p><b>WBC</b></p>	<p>令和5年2～3月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○宮崎牛1頭贈呈</li> <li>○壮行試合球場での広告（全国放送）</li> <li>○来場者へふるまい</li> </ul>	
<p><b>G7宮崎 農業大臣 会合</b></p>	<p>令和5年4～6月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大都市圏の主要駅をジャックし、インパクトのあるPR</li> <li>○宮崎牛プレゼント企画</li> </ul>	
<p><b>国内外プロ モーション</b></p>	<p>令和5年度（通年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○東京食肉市場まつりへの協賛</li> <li>○宮崎県人会世界大会でのPR</li> <li>○大都市圏や海外でのプロモーション</li> </ul>	





### 3 その他報告事項

## 宮崎県内水面漁業活性化計画（案）について

水産政策課

### 1 計画策定の趣旨

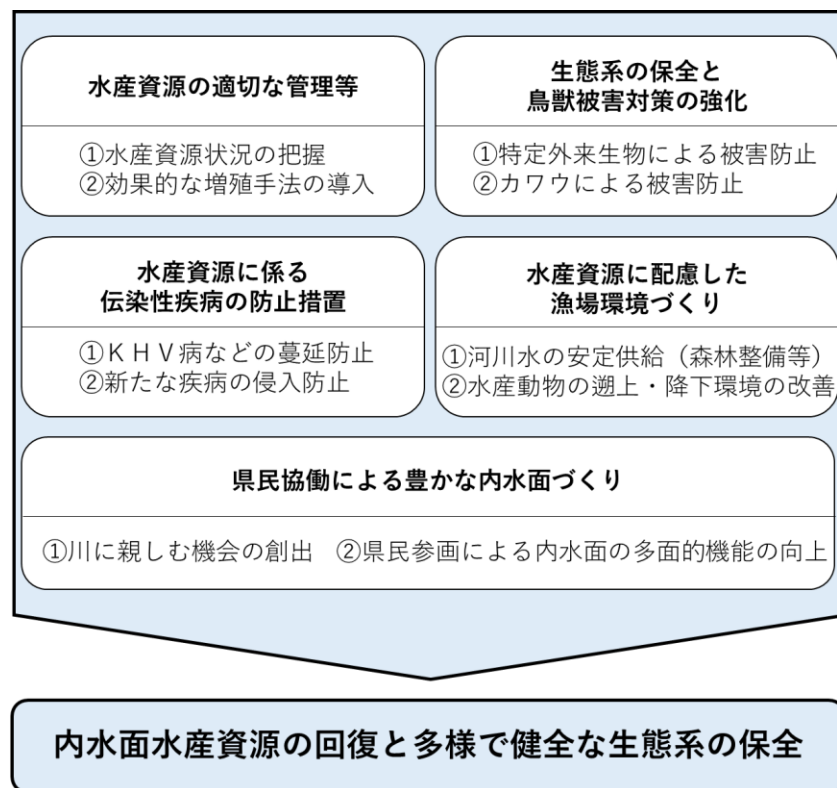
「内水面漁業の振興に関する法律」第10条に基づき、国が定めた「内水面漁業の振興に関する基本方針」に則して、知事が行う内水面資源の回復などに関する計画を定める。

### 2 計画期間

第二期宮崎県内水面漁業活性化計画

○令和4年度～令和8年度

### 3 計画の概要



### 3 その他報告事項

#### 4 前回計画からの主な変更点

- (1) 水産資源の適切な管理等  
水産資源の回復を図るため、科学的な調査に基づく効果的な増殖活動の推進について記載。
- (2) 生態系の保全と鳥獣被害対策の強化  
前期計画で実施したカワウ被害状況調査等を県全域対象に拡大し、これに基づく被害対策の実践強化に努めることを記載。
- (3) 県民協働による豊かな内水面づくり  
電子遊漁券の導入等、スマート化に対応した体制の構築を進めることについて記載。
- (4) 計画の推進体制  
計画の推進体制について、行政関係者に加えて内水面漁業の地域代表者を加えた体制に変更。

#### 5 計画策定の経緯

令和4年3月24日	第1回策定協議
6月2日	第2回策定協議
7月1日	内水面漁場管理委員会への説明
7月25日	国が基本方針を公表
令和5年1月19日	内水面漁協関係者への説明
2月1日	国土交通省九州地方整備局との協議
2月14日	パブリックコメントの実施
3月3日	常任委員会への報告
3月22日	第3回策定協議、計画公表

### 3 その他報告事項

## 令和4年度うなぎ稚魚の採捕状況等について

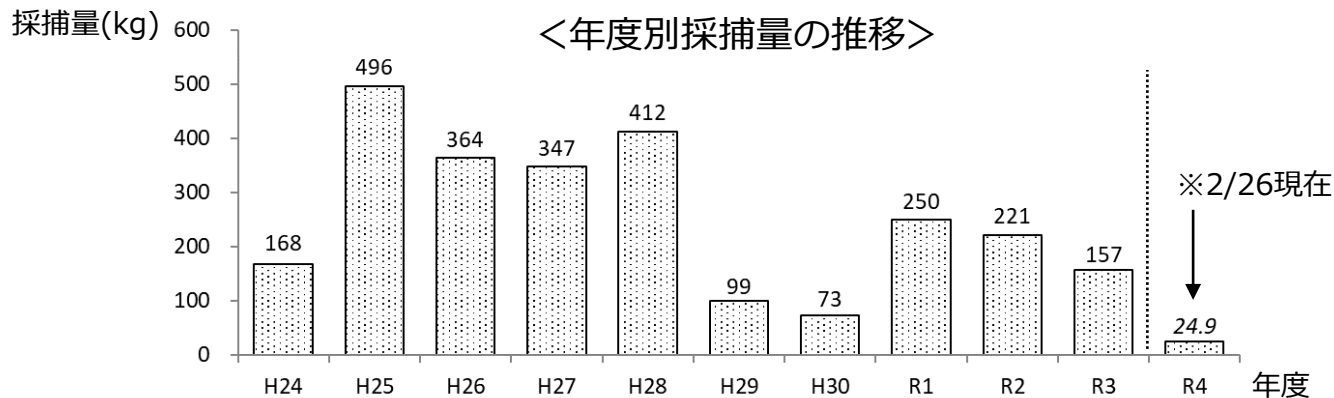
漁業管理課

### 1 令和4年度うなぎ稚魚漁業許可等の概要

- (1) 採捕者数  
685名（主に内水面漁業協同組合の組合員）、（一財）宮崎県内水面振興センター
- (2) 採捕期間  
令和4年12月11日から令和5年3月25日  
ただし、休漁期間を除く実質90日間
- (3) 県内のうなぎ養殖業者許可件数  
45件（池入れ上限数量約3.6トン）

### 2 採捕状況について

- (1) 採捕量 24.9kg（2月26日現在：採捕開始から78日目）
- (2) 前年度同期 100.7kg



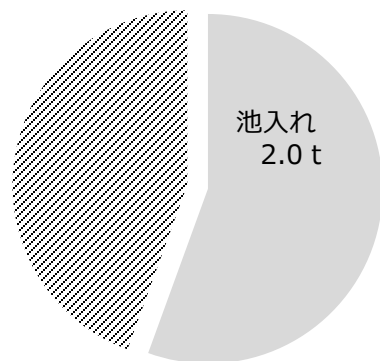
※ 令和4年度の採捕量は、採捕開始から78日目までの出荷数量。  
平成24年度から令和3年度までの採捕量は、最終的な出荷数量。

### 3 その他報告事項

#### 3 池入れ状況について

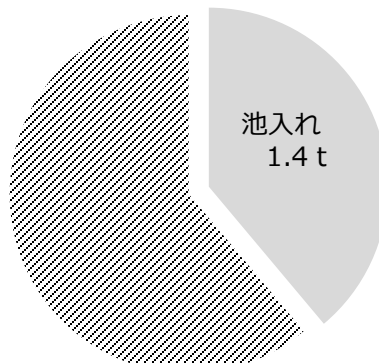
##### (1) 各年度1月末時点（1 1月～1月）

令和2年度



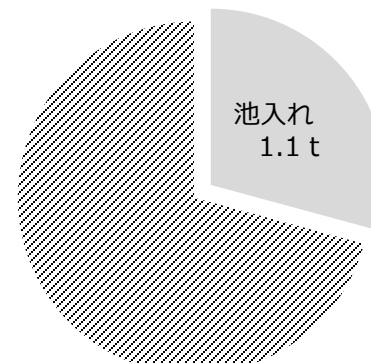
池入れ上限3.6 t

令和3年度



池入れ上限3.6 t

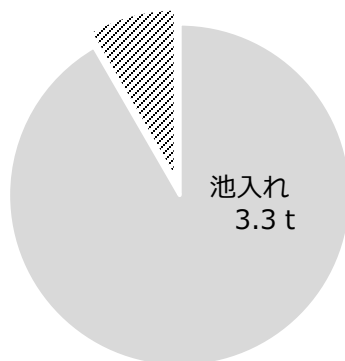
令和4年度



池入れ上限3.6 t

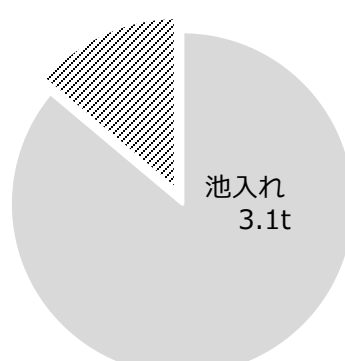
##### (2) 各年度池入れ終了時点（1 1月～翌年5月）

令和2年度



池入れ上限3.6 t

令和3年度



池入れ上限3.6 t

##### <参考> ニホンウナギの一生



### 3 その他報告事項

## 宮崎県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書（獣医療県計画）（案） について

家畜防疫対策課

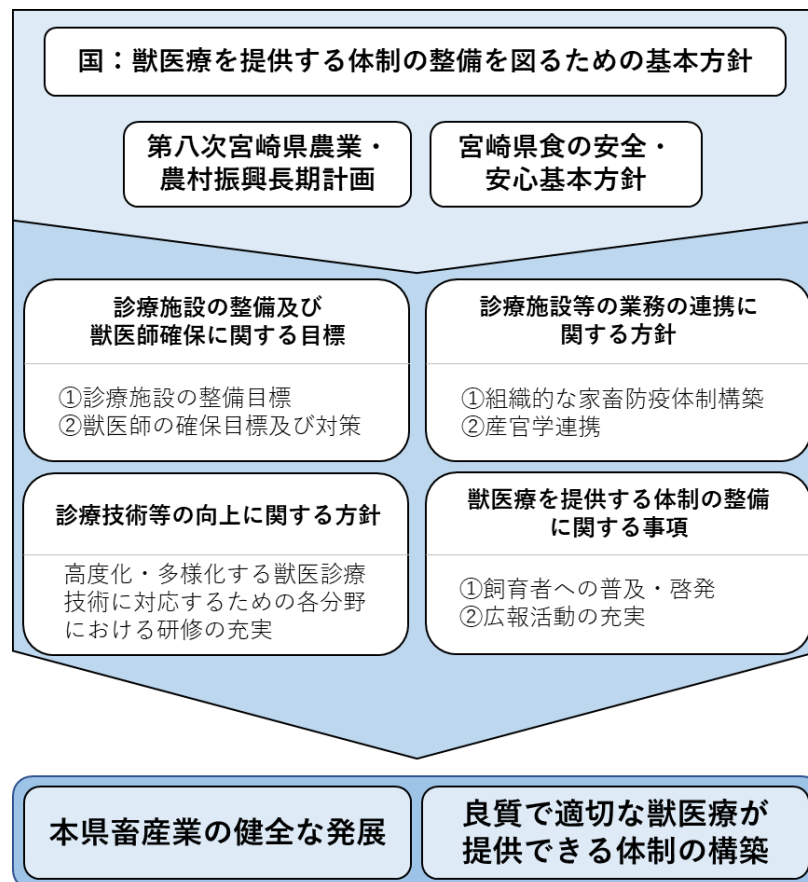
### 1 計画策定の趣旨

獣医療法第11条に基づき、国が定めた「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」に則して、県民の獣医療に対する安心と信頼を確保するために本計画を定める。

### 2 計画期間

令和4年度～令和12年度

### 3 計画の概要





### 3 その他報告事項

#### 4 前回計画からの主な変更点

##### (1) 抗菌剤の適正・慎重使用の啓発

国際的な懸念である薬剤耐性菌対策として抗菌剤の適正・慎重使用について記載。

##### (2) 小動物分野におけるチーム獣医療提供体制の推進

愛玩動物看護師法（令和4年5月1日施行）により、新たに国家資格となった愛玩動物看護師と獣医師が連携して提供するチーム獣医療について記載。

##### (3) 災害時のペットとの同行避難

環境省が啓発する災害時のペットとの同行避難に関する啓発・普及、避難所を運営する自治体との連携強化について記載。

##### (4) 生産獣医療体制の強化

家畜診療分野でニーズの高まっている群管理を主体とする生産獣医療への対応について記載。

(5) 国の飼養衛生管理指導等指針に則した指導指針に則した県策定の飼養衛生管理指導等計画に基づく指導について記載。

#### 5 計画策定の経緯

令和2年1月9日	第1回意見交換会
5月27日	国の基本方針公表
11月17日	第2回意見交換会（計画書素案）
令和4年2月10日	第3回意見交換会（計画書案）
令和5年2月14日	パブリックコメントの実施
3月3日	常任委員会への報告
3月31日	国へ報告、その後公表

### 3 その他報告事項

## 高病原性鳥インフルエンザ埋却地近くからの白濁水の確認について

家畜防疫対策課

令和5年2月14日、今季2例目の鳥インフルエンザ埋却地近くの斜面から白濁水の漏出を確認した。

#### 1 防疫措置の概要

- (1) 殺処分羽数 肉用鶏約15万羽  
(発生農場5万羽 関連農場10万羽)
- (2) 防疫措置開始 令和4年12月21日
- (3) 防疫措置終了 令和4年12月22日
- (4) 埋却地 日向市所有の残土置き場

#### 2 白濁水漏出確認の経緯

- (1) 2月14日、日向市職員が埋却地周辺の水質検査を実施するための採水場所を調査している際、白濁水の漏出を確認。
- (2) 2月15日、日向市、東臼杵農林振興局、延岡家畜保健衛生所の三者による現場確認を実施。
- (3) 白濁水漏出は、埋却地から70m程度離れた場所で確認。



図1 白濁水の漏出状況



図2 吸水シートの敷設

### 3 その他報告事項

#### 3 対応

- (1) 2月15日、白濁水漏出場所に吸水シートを敷設。
- (2) 同日、漏出場所付近の小川を生活用水としている住民に対し、使用停止を要請。同時に、日向市役所が給水を実施。
- (3) 同日、水質検査のために、付近の小川流水のサンプリングを実施。
- (4) 同日、漏出場所付近の住民説明会を開催。
- (5) 2月17日、雨水の浸透防止のために、埋却溝上部にシートを敷設。

#### 4 水質検査結果

- 白濁水によるものと推察される影響は確認されなかった。

#### 5 今後の対応

- 定期的なモニタリングを実施するとともに、今後の対策について、地域住民の意向を踏まえ、日向市と協力して検討を進める。



図3 小川流水のサンプリング



図4 埋却溝への雨水浸透防止シート敷設

### 3 その他報告事項

## 県立農業大学校の取組状況について

## 県立農業大学校

- 1 農業大学校を取り巻く現状
  - (1) 入学者の定員割れ
  - (2) 非農家出身学生の増加
  - (3) 農業法人等への雇用就農者の増加
  - (4) 農業・食品関連産業への就職者の増加

### 2 農業大学校における主な取組

- (1) 学生の確保
  - ① 農業高校等と連携したオープンキャンパス等の取組強化
  - ② 積極的な募集活動と情報発信



図1 オープンキャンパスの実施

表1 入学者数の推移と卒業生の進路状況

入学年度		R元	R2	R3	R4
入学者数(※)		55人	61人	52人	54人
実家状況	農家	25人	25人	23人	17人
	非農家	30人	36人	29人	37人
出身高校	農業系	43人	52人	38人	35人
	その他	12人	9人	14人	19人
卒業生数		52人	58人	-	-
就農	自営就農	5人	5人	-	-
	雇用就農	24人	12人	-	-
	研修後就農	3人	1人	-	-
	小計	32人	18人	-	-
就職	農業・食品関連産業	15人	34人	-	-
	その他	4人	4人	-	-
	小計	19人	38人	-	-
その他		1人	2人	-	-

※各年度の入学者数定員は65人

### 3 その他報告事項

#### (2) 時代に即した教育カリキュラムの強化

- ①スマート農業への対応
- ②GAP、HACCPへの取組
- ③模擬会社運営による経営管理能力の向上



図2 GPS付トラクター

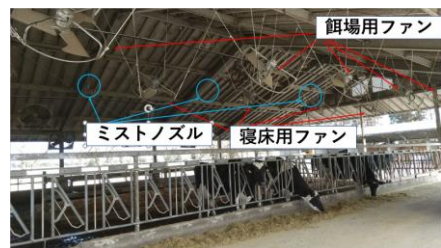


図3 スマート牛舎

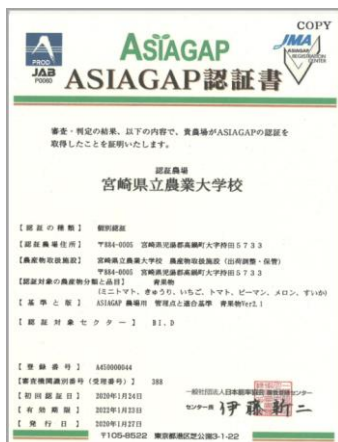


図4 ASIAGAPの取得



図5 模擬会社即売会

#### (3) 就農・就職に有利な資格取得の促進 全国の農業大学校で初となる農薬散布用 ドローン操縦散布資格取得教習施設に認定

資格取得者：令和3年度 10名  
令和4年度 56名



図6 ドローン操作練習



図7 農場での農薬散布

#### (4) 個々の学生に応じた進路実現の支援

- ①進路に応じたカリキュラムの編成
- ②雇用就農への理解促進とマッチング支援



図8 農業法人と学生のマッチング会

第二期  
宮崎県内水面漁業活性化計画  
～豊かな内水面資源の再生をめざして～  
(案)

令和 年 月 日  
宮 崎 県

## 目 次

### 序章 計画策定にあたって

- 1 計画の策定趣旨
- 2 計画の性格と役割
- 3 計画の期間

### 第1章 本県の内水面漁業をとりまく状況

- 1 内水面漁業の概要
- 2 内水面漁業の採捕状況
- 3 内水面漁業の生産構造
- 4 内水面における関係者の取組状況と課題

### 第2章 計画の目標

### 第3章 計画推進の内容

- 1 水産資源等の適切な管理と効果的な増殖の推進
- 2 生態系の保全と鳥獣被害対策の強化
- 3 水産資源に係る伝染性疾病の防疫措置
- 4 水産資源に配慮した漁場環境づくり
- 5 県民協働による豊かな内水面づくり

### 第4章 推進体制

- 1 関係者の役割
- 2 内水面関係者による連携体制

<効果的な資源回復を図るための施策連関>

## 序章 計画策定にあたって

### 1 計画の策定趣旨

本県が有する河川等の内水面は、農業用水への利用や、水産動物の採捕のほか、憩いの場としても利用されるなど、県民の豊かな生活を支える財産となっています。

また、治山や治水等の事業により安定した内水面が確保され、県民の生命と財産が守られています。

さらに、内水面漁業は、アユ、ヤマメ、ウナギといった豊かな川の幸を県民に届けつつ、長年にわたる水産動植物の増殖活動や漁場環境の保全等を通じて、遊漁や川遊びといった自然と親しむ機会を提供するなど内水面が持つ多面的機能の一翼を担っています。

このような中、平成26年6月に「内水面漁業の振興に関する法律」が制定され、内水面が有する水産物の供給機能や、多面的機能を発揮するために、内水面水産資源の回復と漁場環境の保全に、国、地方公共団体、内水面漁業者が責務と連携をもって取り組んでいく方向が示されました。

これを受け、県では、県民共有の財産である内水面の豊かな水産資源を取り戻す効果的な取組みを進めて行くためには漁協（以下、「漁協」という。）や組合員はもとより、内水面に関係する多くの方々\*による現状の正しい認識と共有、対策の検討とこれに基づく取組みが不可欠であるとの考えから平成29年9月に第一期となります「宮崎県内水面漁業活性化計画」を策定し、「内水面水産資源の回復と多様で健全な生態系の保全」を計画目標とし、施策や取組を推進してきたところです。

これにより、産卵場造成等の増殖活動の強化、科学的データに基づく資源管理の実施、KHV病等の疾病蔓延の防除、電子遊漁券の導入等のIT化の推進など、一定の成果が現れているところです。

一方で、長年の間に進んできた水産動植物の生息環境の変化に加え、外来魚等カワウ等による生態系の攪乱や在来種の食害が増加する中、ウナギやアユといった内水面の代表的な資源の減少が指摘され、依然として、内水面漁業の採捕量全体でも減少が続いており、カワウによる水産資源被害の影響拡大も懸念されます。

さらに、令和2年3月に県内で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症の影響により遊漁者や各種内水面活動の参加者減少といった課題も生じています。

このような状況の中、内水面関係者が連携し、第一期計画に掲げた各種取組を強化・継続し、推進するため、今回新たに第二期となる「宮崎県内水面漁業活性化計画」を策定することとしました。

※内水面に関係する多くの方々とは、国、県、市町村、漁協等の治山・治水・利水・環境の



管理及び、内水面漁業振興に係る機関・団体を指しています。

## 2 計画の性格と役割

本計画は、内水面漁業の振興に関する法律第 10 条に基づく県計画であり、「内水面漁業の振興に関する基本方針」（令和 4 年 7 月 25 日農林水産省告示第 1167 号）に則するとともに、「宮崎県水産業・漁村振興長期計画」のうち、内水面漁業（内水面養殖業を除く）の施策の展開方向として位置づけられている「内水面資源の管理強化」及び「内水面の生態系保全の推進」などを具体的に進めるため、必要となる取組や推進体制を示した計画として策定しました。

また、本計画は、国、県、市町村、内水面漁協、その他の関係者相互間の連携協力体制のもと、それぞれの機関が所掌する区域や事業等を対象として、それぞれが果たすべき役割や取組の方向性を示すことにより、各主体が一体となった取組の推進を目指すものです。

## 3 計画の期間

本計画は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 カ年の計画とします。

## 第1章 本県の内水面漁業をとりまく状況

### 1 内水面漁業の概要

本県には、大淀川、五ヶ瀬川など一級河川その他、二級河川、準用河川など多くの河川及び複数の湖沼があります。

これらの河川では、上流のヤマメ釣り、中下流のアユ漁や河口付近のシジミ漁等多種類の魚種が多様な漁法で採捕されており、特に、五ヶ瀬川のアユやなやアユの友釣りは、地域の重要な観光資源となっています。

内水面における水産動植物の採捕においては、漁業法及び水産資源保護法、さらにこれらに基づく宮崎県内水面漁業調整規則により定められた規制の下で行われており、主な主要な一級河川及び、二級河川や準用河川等の一部では、第五種共同漁業権と第一種共同漁業権が免許されています。

免許を受けているのは、県内40の漁協であり、各漁協では、組合員の採捕ルールである漁業権行使規則や遊漁ルールである遊漁規則を定め、資源の適切な管理を行うとともに、放流等の水産動植物の増殖に取り組んでいます。特に、第五種共同漁業権では、免許の条件として水産動植物の増殖行為が義務づけられており、毎年継続的に種苗放流等が行われています。本県では、この増殖義務について、具体的な実施内容を内水面漁場管理委員会指示として毎年提示し、各漁協の確実な履行を促しています。



図1 宮崎県の河川、内水面漁業協同組合概要図（出展：宮崎県）

※河川ごとに管理区域が上流側の漁協より順に記載、複数の河川にまたがる漁協については代表的な河川について記載

## 2 内水面漁業の採捕状況

内水面における採捕量は昭和 50 年代中頃には 800 トンから 900 トンの間で推移していたものが、昭和 60 年代から減少しはじめ、平成 14 年には約 400 トンと半減しています。それ以降も減少が続いており、平成 26 年には 117 トンまで減少し、その後も低水準で推移しています。

魚種別の推移をみると、主要魚種すべてで減少しており、特に本県の主要魚種であるアユは、昭和 50 年代には 200 トンを超えて採捕されていましたが、平成 26 年には 38 トンまで減少し低水準で推移しています。また、ウナギについても、昭和 50 年には 82 トンが採捕されていましたが平成 26 年には 8 トンに、平成 29 年から令和 2 年では 5 ～ 6t で推移しています。

これらの採捕量の減少のうち、アユやウナギについては科学的な評価により資源の減少が原因であることが確認されています。

しかし、一方で組合員数や遊漁者数も減少しており、魚種によっては採捕行為が減ったことも一因となっている可能性もあるため、資源状況を科学的分析により評価し、採捕量の減少原因を把握する必要があります。

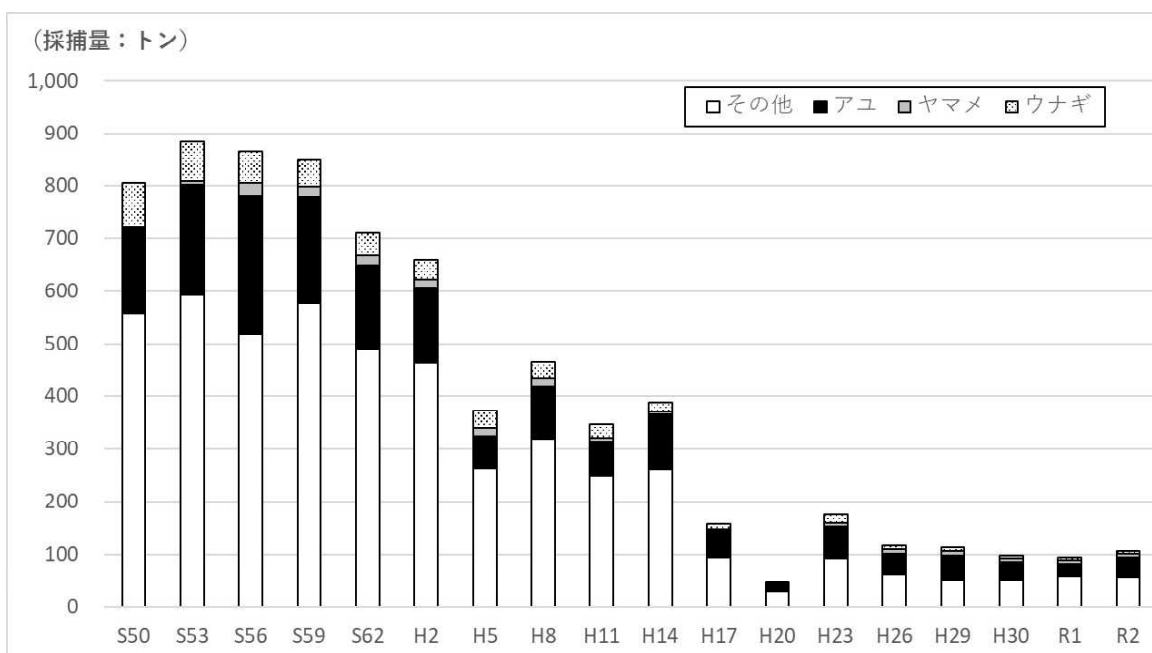


図2 本県内水面における採捕量の推移(出典:宮崎県調べ)

表1 本県内水面における魚種別採捕量の推移

年度	S50	S53	S56	S59	S62	H2	H5	H8	H11	H14	H17	H20	H23	H26	H29	H30	R1	R2
アユ	162	209	262	202	157	143	59	99	66	104	52	16	60	38	46	34	25	38
ヤマメ	3	7	25	18	21	16	17	18	7	4	1		7	9	9	7	6	8
ウナギ	82	76	60	52	41	35	33	31	26	18	10		15	8	6	5	6	5
ニジマス	15	8	9	4	4	5	5	6	4	3	1				0	0	1	1
コイ	66	92	107	110	102	87	73	90	82	83	19		13	7	5	5	10	10
フナ	57	47	57	46	37	30	24	19	18	11	5	4			1	2	2	2
その他魚類	294	261	190	159	163	139	114	111	98	74	48	14						
シジミ	89	129	113	173	140	162	15	45	12	61	8	9	19	4	2	4	5	6
その他水産動物	37	56	43	86	45	41	33	47	34	30	14	4	60	51	44	40	40	37
合計	805	885	866	850	710	658	373	466	347	388	158	47	175	117	113	97	95	107

(出典；平成 14 年以前、17 年、20 年のデータは農林水産統計、平成 17 年、20 年は大淀川と一ツ瀬川のみデータ。平成 23 年以降のデータは宮崎県調べ)

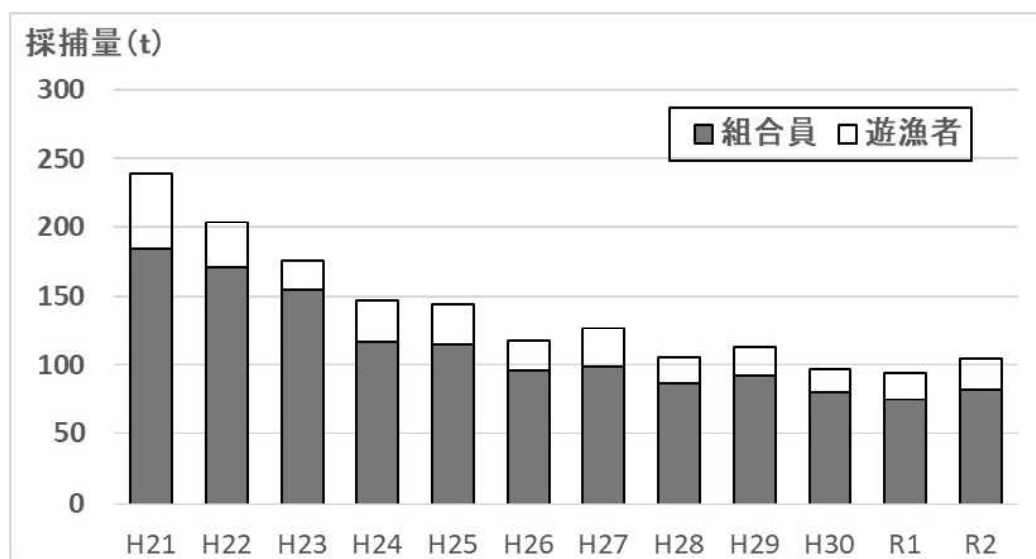


図3 組合員・遊漁者別採捕量 (出典；宮崎県調べ)

### 3 内水面漁業の生産構造

#### (1) 漁協組合員数

漁協の組合員数は、昭和 50 年代前半は 2 万人以上でしたが、平成 20 年代中盤に 1 万人を下回り、その後も減少が続いています。組合員数の減少により、漁協機能に支障を生じることが懸念されます。

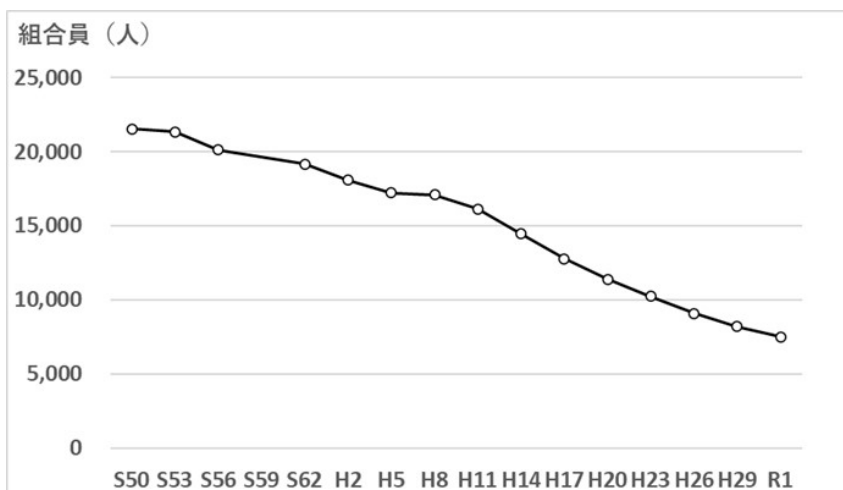


図4 内水面漁協組合員数の推移（出典；宮崎県調べ）

## (2) 漁協の経営の状況

令和2年の漁協の収入は、全体の30%が組合員からの行使料や賦課金、遊漁料といった事業収入、64%が、企業等からの助成金や市町村の補助金等の事業外収入であり、平成26年度と比べて事業外収入の比率は上昇しています。

また、支出をみると、全体の32%が放流費であり、漁場監視費等を含めた事業直接費は45%であり、管理費等運営に要する経費も含め、多くの支出が漁協の本来的な事業である漁場管理や増殖行為に充てられており、平成26年度以降比率の大きな変化はありません。

また、全漁協の収入は、長期的にみると増減はあるもののおおむね横ばいで推移していますが、直近の事業収入は減少傾向にあり、組合員数減少の影響が懸念されます。

漁協ごとにみると、上流域の漁協では事業収入の長期的な増加傾向が見られますが、アユ、ウナギ、コイ等を採捕の対象とする中流、下流域の漁協では、事業収入が減少する傾向にあります。漁協ごとに事業収入を比較すると事業収入が減少した漁協は全体の78%にのぼり、経営基盤の脆弱化が進行し、増殖行為をはじめ漁協活動に影響を与えることが懸念されます。

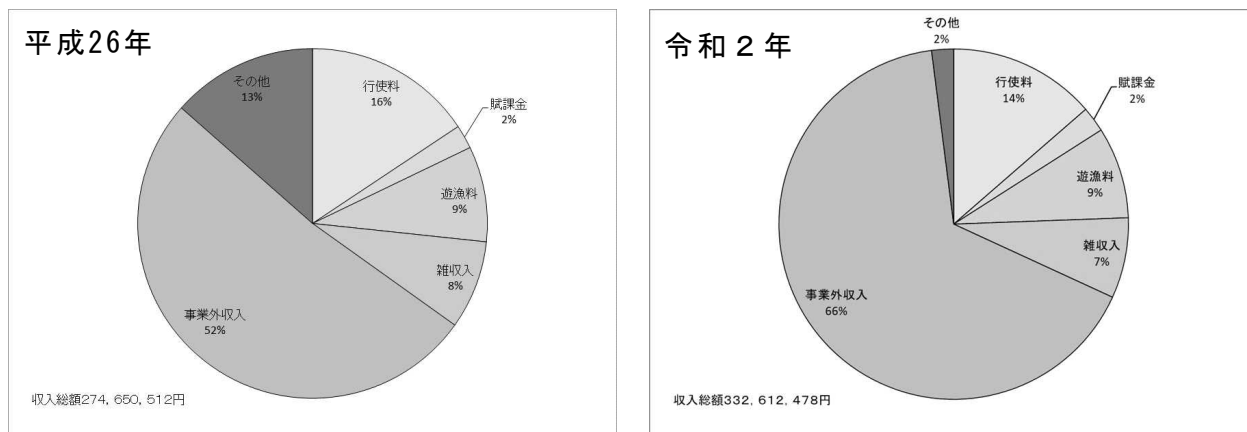


図5 平成26年及び令和2年の内水面漁協収入内訳(前年度繰越金除く)(出典:宮崎県調べ)

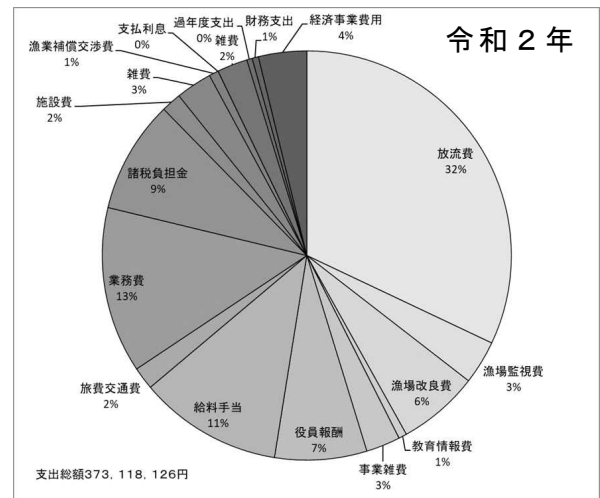
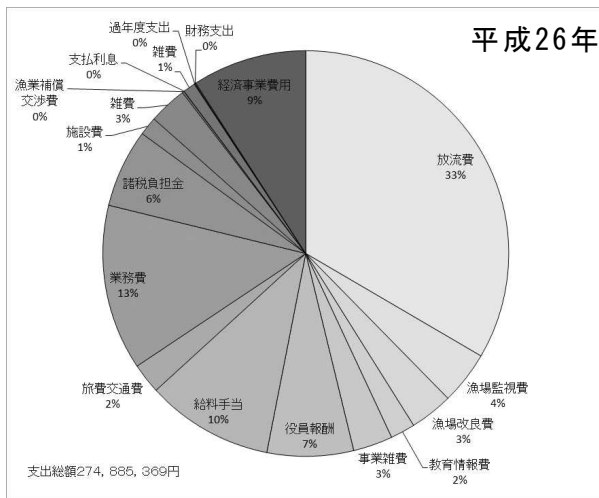
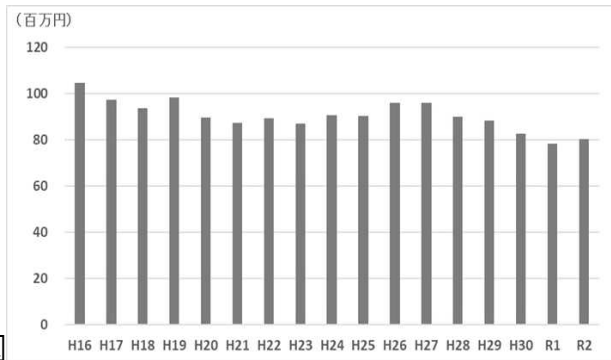


図6 平成26年及び令和2年度の内水面漁協支出内訳(前年度繰越金除く)  
(出典:宮崎県調べ)



7 事業収入(全漁協合計)の推移  
(出典:宮崎県調べ)

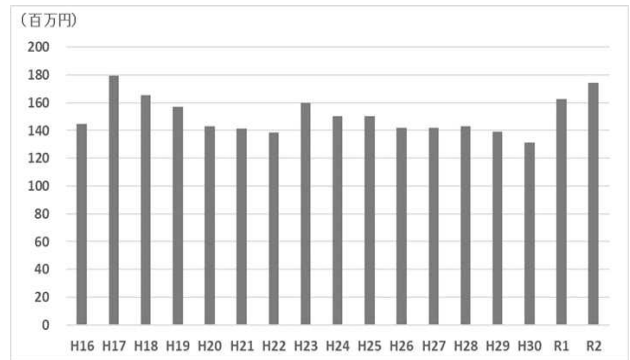


図8 事業外収入(全漁協合計)の推移  
(出典:宮崎県調べ)

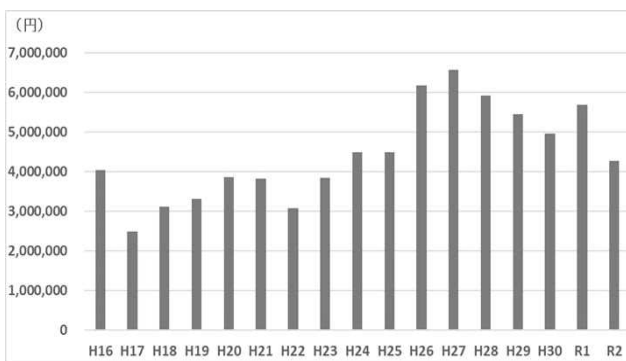


図9 A漁協(中、下流域)事業収入の推移  
(出典:宮崎県調べ)

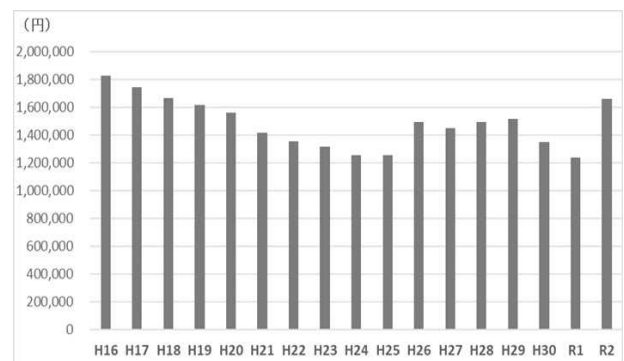


図10 B漁協(上流域)事業収入の推移  
(出典:宮崎県調べ)



表2 事業収入の推移(R1/H26)の分類

R1/H26	漁協数	備考
100 %以上	9	増加した漁協数 9
75 %～100 %未満	17	減少した漁協数 31
50 %～75 %未満	12	
50 %未満	2	
計	40	

ア 行使料

組合員が採捕をする際、漁協に支払われる行使料については、平成 26 年度以降減少傾向となっています。

漁協別にみるとその傾向は異なるものの、多くの漁協で組合員数の減少を反映し、平成 26 年 に比べて行使料が減少した漁協は全体の 93 %にのぼります。これらの漁協では、今後一層の経営基盤の脆弱化が懸念されるとともに、個々の組合員の負担増も懸念されます。

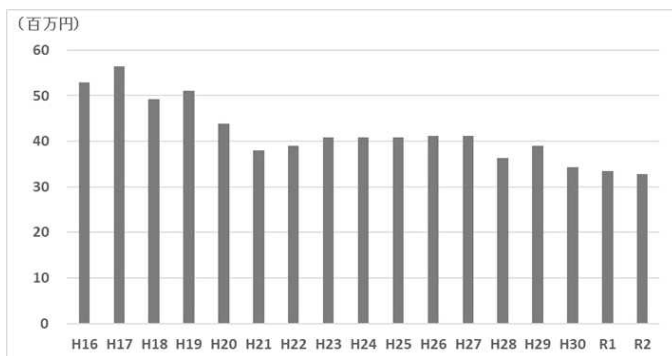


図11 行使料(全漁協合計)の推移 (出典:宮崎県調べ)

表3 行使料収入の推移(R1/H26)の分類

R1/H26	漁協数	備考
100 %以上	3	増加した漁協数 3
75 %～100 %未満	18	減少した漁協数 37
50 %～75 %未満	16	
50 %未満	3	
計	40	

## イ 遊漁料

県内における遊漁料収入については、平成 26 年度頃まではやや増加傾向にありましたが、その後横ばいで推移しています。また、漁協ごとにその傾向は異なります。

ヤマメを対象とした遊漁が多い上流域の漁協では直近での減少はあるものの、長期的には増加傾向にあります。アユを対象とした遊漁が多い中下流域の漁協では、長期的には減少傾向にあり、県内全体では下表のとおり、平成 26 年に比べて遊漁料収入が減少した漁協は全体の 53 %にのびります。

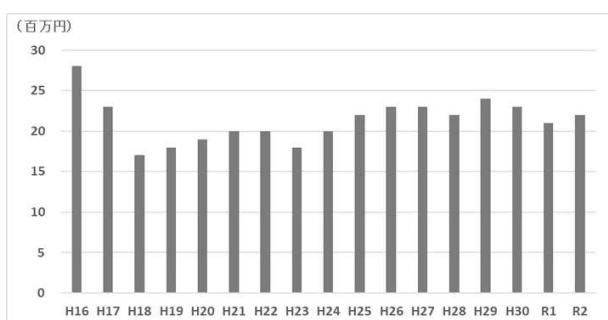


図12 遊漁料(全漁協合計)の推移(出典:宮崎県調べ)

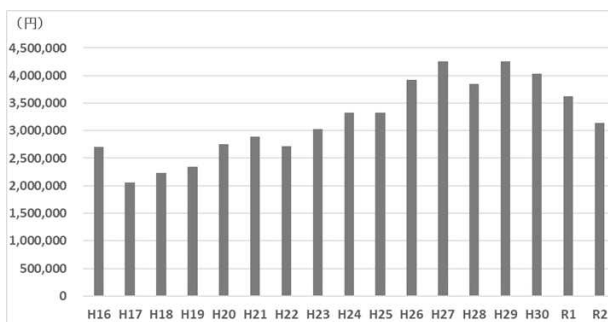


図13 C漁協(上流域)遊漁料の推移  
(出典:宮崎県調べ)

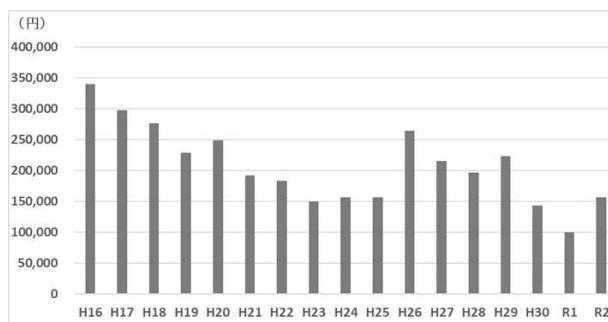


図14 D漁協(中流域)遊漁料の推移  
(出典:宮崎県調べ)

表4 遊漁料収入の推移(R1/H26)の分類

R1/H26	漁協数	備考
100%以上	18	増加した漁協数 18
75%~100%未満	16	減少した漁協数 20
50%~75%未満	12	
50%未満	2	
計	38	遊漁料収入なし 2

## 4 内水面における関係者の取組状況と課題

### (1) 水産資源の増殖

#### ①放流事業

県内漁協の平成26年度以降の放流費は概ね横ばいで推移していますが、主な魚種の過去20年間の放流尾数をみると、アユでは過去20～10年で増加し、直近10年間では横ばい、ヤマメでは概ね横ばい状況、ウナギについては、近年、種苗代の高騰等により、放流尾数は減少傾向で年により変動が大きい状況となっています。

また、コイについては、平成16年のコイヘルペスウィルス病発生後は放流を自粛している状況です。

一方で、前述のとおり採捕量は減少しており、放流が増殖行為として効果を発揮していないことが懸念されることから、河川ごとに放流効果を含めて詳細な調査・分析が必要です。

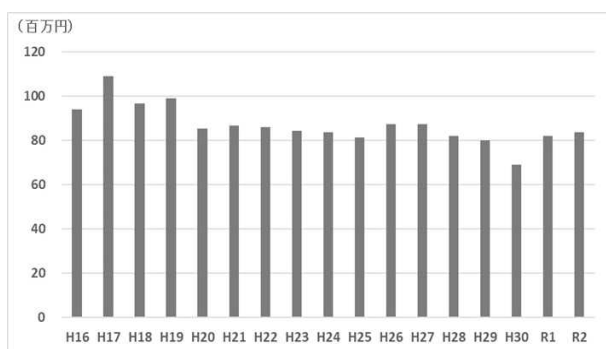


図15 放流費(全漁協)の推移

(出典:宮崎県調べ)

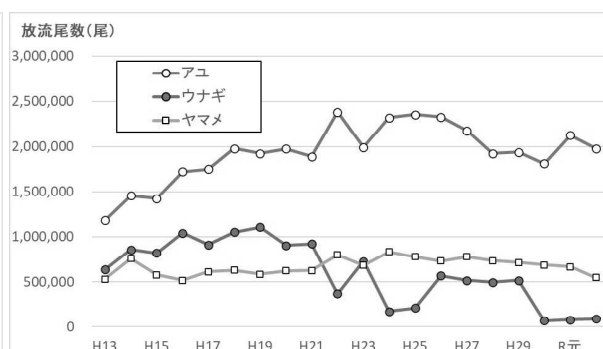


図16 主要魚種の放流尾数推移

(出典:宮崎県調べ)

#### ②産卵場の造成

水産資源の増殖は、長年に渡って放流を主体に行われており、過去には琵琶湖産アユや鹿児島県河川産アユの移植という方法もとられていました。しかし、移植は、種の遺伝的な多様性維持の観点や河川ごとの資源維持の観点からは必ずしも好ましくなかったため、これに代わる増殖方法が求められる中、魚類の産卵を促す効果のある人工産卵場造成の研究が進み効果が確認され、近年、造成が行われるようになりました。産卵場の設置には相当な労力を要することなどから、以前は限定的な取組状況でしたが、第一期計画の推進により造成面積は大幅に増加し、実施漁協数も増加しています。

表5 アユ産卵場造成実績

	第一期計画前 (H25~H28平均)	第一期計画中 (H29~R2平均)
産卵場造成面積 (㎡)	9,555	23,135
実施漁協数	6.8	7.5

(出典；宮崎県内水面漁業協同組合連合会)

(2) 環境・生態系の維持・保全

①外来魚駆除

ブラックバスやブルーギルは養殖魚種として試験的に導入されたものが、徐々に各地の河川や湖沼に広がり、現在では全国的に在来生態系に悪影響を及ぼし、アユ等の稚魚の捕食等による経済的な損害も含め問題となっています。

現在は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により特定外来生物に指定されており、移植移入が禁止されています。

漁協では、刺網による駆除活動や外来魚の産卵床の撤去、釣り大会の開催による駆除等に取り組んでいます。

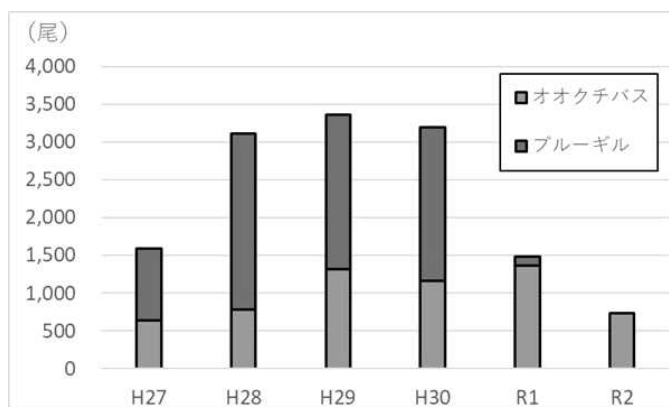


図17 外来魚駆除実績 (出典；宮崎県内水面漁業協同組合連合会)

②カワウ駆除

カワウは、全国的にねぐら（夜間の休息場）やコロニー（繁殖場）の数が増加し、水産資源の捕食による被害が増加しており、本県においても、河川ごとの飛来数調査や銃器による駆除や花火等による追い払い等の活動が実施されています。近年の駆除数は急激に増加し、令和2年度には県内初となるコロニーが確認されるなど、被害の深刻化が懸念されます。

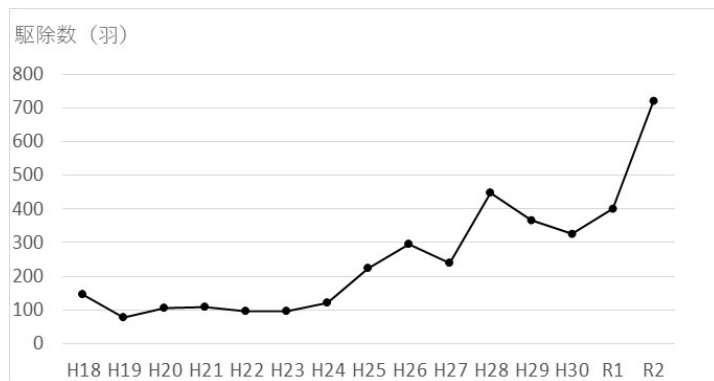


図19 河川のカワウの駆除数

(出典；宮崎県内水面漁業協同組合連合会)

### ③病原体の自然界への拡散防止

#### ア コイヘルペスウィルス (KHV) 病対策

持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）では、我が国に侵入した場合に甚大な被害をもたらすであろう疾病を「特定疾病」として指定し、KHV 病もその一つとしてまん延防止措置の強化を図っています。

しかし、平成 15 年 11 月に本県を含め全国で初めてとなる KHV 病が発生し、本県においても大きな被害をもたらしました。

このため、KHV 病対応マニュアルを制定し、KHV 病の早期発見体制や、関係機関等のまん延防止対応の手法を定めています。

また、以後、県内の多くの河川で KHV 病が発生し、既発生水系では今でも KHV が常態化していますが、引き続きコイの放流自粛や疾病の早期発見、対応等により、平成 25 年以降 KHV 病の未発生地域での新たな発生はありません。

#### イ アユ冷水病対策

冷水病は、本来、北米のサケ・マス類に発生する病気として知られており、低水温期に発生することから、冷水病と呼ばれたものです。我が国のアユでは昭和 62 年に養殖場にて初めて発生が確認され、その後、全国的に養殖場や河川において発生が確認されるようになったため、全国の関係県等で構成されたアユ冷水病対策協議会が対策を検討し、平成 13 年 3 月に「アユ冷水病防疫に関する申し合わせ事項」等を取りまとめ、平成 16 年には「アユ冷水病防疫に関する指針」（平成 20 年 3 月改訂）を関係者に示しました。

本県でもその指針に基づき、養殖場や天然の河川・湖沼への冷水病の拡散を防止するため、病原菌を保菌していない種苗以外放流させないことを原則とした体制を構築し、内水面漁協がアユの種苗放流をする際は、水産試験場が保菌検査を実施した上で放流を実施しており、今後も徹底した対応が必要です。

### (3) 内水面の多面的機能の維持に関する県民意識の醸成

漁協では、地域住民や内水面利用者に対し、内水面における水産資源の維持培

養・環境保全・適正な利用に対する実践活動として、体験学習、釣り教室等を実施し、知識の啓発普及を行っています。

また、漁協では県民の参加による外来魚釣り大会を行っており、キャッチアンドリリースが定着した外来魚に対する駆除の必要性等の周知と理解喚起を図っています。

さらに、地域住民や小中学生と協働で河川清掃活動を実施し、河川環境の保全への意識啓発活動を実施しています。

県民等の関心を高めるためには、県民参加型の内水面活動など、さらに活発化していくことが重要ですが、平成29年度以降取組活動への県民参加人数は徐々に減少しており、直近年では新型コロナウイルス感染症の影響による減小も確認されています。一方、遊漁券販売額においてはやや増加傾向が見て取れます。

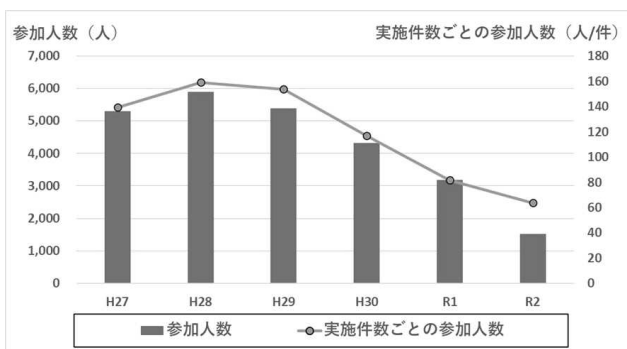


図19 内水面活動への県民参加人数の推移  
(出典；宮崎県内水面漁業協同組合連合会)

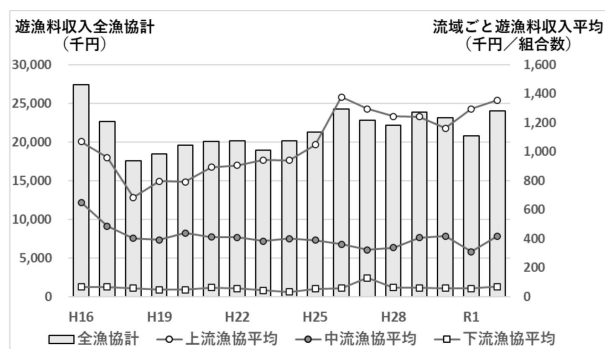


図20 遊漁券販売額の推移  
(出典：宮崎県調べ)

#### (4) 漁場環境保全の取組

漁場環境の保全にもつながる内水面の多様で健全な生態系の保全について、漁協でも河川清掃や、魚道機能の改善対策を実施するとともに、川上から川下にわたって、各関係機関がその所管に応じた取組を実施しています。

また、既存の小丸川水系水質汚濁防止対策連絡協議会、耳川水系総合土砂管理に関する評価・改善委員会、一ツ瀬川水系濁水対策評価検討委員会等では、内水面関係者の他、様々な関係者と連携して、環境対策や防災対策等のその河川ごとの課題に対応しています。

- 森林の整備・保全に当たっては、水産資源の生育環境に配慮した良質な水質、水量を河川等に供給する観点から、計画的な造林や除間伐等の保育や、治山施設の整備等が行われています。
- 河川環境の整備については、河川が本来有している生物の生息・成育・繁殖環境に配慮しながら行っています。
- 堰等の河川横断施設については、水産動物の移動経路の確保や、水量・水質を含めた生育環境の保全等を考慮し、整備・改良に取り組んでいます。施設によっては、魚道の設置、改良等が望まれます。
- 近年の大雨や台風災害等に起因する濁水の長期化については、関係機関と連携した対応の検討が必要です。

## 第2章 計画の目標

### 内水面水産資源の回復と多様で健全な生態系の保全

内水面漁業は、アユ、ヤマメ、ウナギなど和食文化と密接に関わる水産物を供給する機能のほか、内水面漁業者による水産動植物の増殖活動や漁場環境の保全・管理を通じて釣りや自然体験等の自然と親しむ機会を提供するなどの多面的機能を発揮することで、豊かな県民生活の形成に大きく寄与しています。

しかしながら、河川等における水産資源の生息環境の変化や外来魚・有害鳥獣等による水産資源への被害などにより、内水面における採捕量は大きく減少し、加えて漁協組合員の減少や高齢化も進行し、内水面漁業の有する多面的機能の発揮に支障を来すことが懸念される状況にあります。

このため、国、県、市町村、漁協等の内水面関係者が連携し、水産資源の回復や漁場環境の再生等の施策を総合的に推進することで、「内水面水産資源の回復と多様で健全な生態系の保全」を図り豊かな水産資源の再生につなげることを施策の基本目標とします。

このような施策目標が実現することで、内水面漁業の健全な発展が図られ、そのことによって、内水面漁業の生産活動で生み出される水産物供給及び多面的機能が将来に渡って発揮されることを目指します。

## 第3章 計画推進の内容

### 1 水産資源の適切な管理と効果的な増殖の推進

#### (1) 水産資源の状況の客観的把握

漁協は、主体的に組合員及び遊漁者の魚種別採捕量の調査を行い精度向上を図るとともに、県はこれに資源解析や環境DNAを用いた科学的分析を加え、各河川の水産資源の状況の把握に努めます。また、県及び内水面漁場管理委員会は、調査結果をとりまとめ、内水面全体の資源状況を関係者で共有します。

#### (2) 水産資源の効果的増殖手法の導入

県は、漁協等が行う放流にあたっては、内水面漁場管理委員会や関係団体と連携し、病原体の拡散防止、天然資源への負荷を軽減する人工種苗の生産技術開発等により、生態系や遺伝的多様性へ配慮した放流を促進します。

また、水産資源の回復につながるよう「水産資源の状況の客観的把握」で得られた科学的知見に基づいたより適正な放流の実施を促進します。

県は漁協や内水面場管理委員会と連携し、地域状況や資源状況等に基づく実践・検証により、放流以外の様々な効果的増殖手法（産卵場造成、石倉の造成、禁漁区・期間の設定等）を推進し、持続可能な漁場の構築を進めます。

#### (3) 資源管理の促進

漁場利用や採捕の管理が必要な水産資源について、県は、漁業者、遊漁者等の関係者間で水産資源の適切な利用管理体制を構築することや、採捕の方法、規則等の自主ルールの設定及び実践を促すとともに、必要に応じて、内水面漁場管理委員会等と連携した公的管理等を検討します。

また、水産資源の適切な採捕や採捕秩序維持を図るため、関係機関等と連携し、違法採捕の取締・監視に努めます。

### 2 生態系の保全と鳥獣被害対策の強化

#### (1) 特定外来生物による被害の防止措置

在来種の生息に悪影響を及ぼすブラックバス、ブルーギル等の特定外来生物について、県は漁協・市町村と連携し、生息状況や在来資源の被害状況の把握に努めるとともに、被害の削減を図るため、効果的な駆除方法を提示し、漁協等の活発な駆除活動につなげます。

また、漁協等の関係者が連携した外来魚の釣り大会等のイベント開催を促進し、これらを通じて県民の外来魚駆除について啓発を図ります。



## (2) 有害鳥獣捕獲による被害の防止措置

近年、本県においても被害が広域化・深刻化しているカワウ等の有害鳥獣について、県は漁協、市町村と連携し、県内全域を対象として生息状況や被害状況を把握するとともに、全県的協議を通じた効果的な個体群管理や被害対策に努めます。

また、被害の削減を図るため、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく各市町村ごとの鳥獣被害防止計画に基づく駆除対策等を推進します。

さらに、カワウ対策に関する漁業者等の知識の向上を図りつつ、効果的な駆除方法を検討漁協等による駆除活動を強化します。

## 3 水産資源に係る伝染性疾病の防疫措置

県や関係機関等は連携を図りながら、水産資源に係る伝染性疾病等の予防及びまん延防止のため、水産資源に係る伝染性疾病の発生状況及び新疾病の発生状況等について情報を収集するとともに、漁業者等への周知及び適正な予防措置の実施を指導します。

### (1) KHV病（コイヘルペスウイルス病）の蔓延防止

KHV病の未発生水域については、放流等の移植を禁止する宮崎県内水面漁場管理委員会指示の遵守を徹底します。また、KHV病既発生水域での放流については、水系内の漁協や、水系から飼育水を採取するコイ養殖業者との協議等を通して、放流種苗の健病性の確認等の放流にかかるルールづくりを推進します。

### (2) アユ冷水病の蔓延防止

放流種苗を由来とした病原体のまん延を防止するため、履歴が明確で罹患の認められない種苗の放流に努めることとし、放流前保菌検査の実施と「種苗来歴カード」の作成の徹底を図ります。

### (3) 新たな疾病の侵入防止

県は、国から提供される、海外における伝染性疾病の発生状況及び新疾病の発生状況等の情報について、内水面関係者等への迅速な情報提供を行うとともに、履歴の明確でない魚等の放流を行わないよう周知を行います。また、漁業者等は内水面域での水産資源のへい死の原因が特定できない場合に水産試験場等に通報するなど、新たな疾病の侵入防止に努めます。

## 4 水産資源に配慮した漁場環境づくり

### (1) 河川への良質な水の安定供給に向けた森林整備・治山の取組

森林の有する水資源の涵養や山地災害の防止等の機能を持続的に発揮させ、内水面に良質な水の安定供給を確保するため、森林の機能区分など地域の実情に即した適切な森林整備・保全や治山施設の整備、保安林の適切な管理に努めます。

また、内水面の濁りの長期化等は水産資源の生息に重篤な影響を与えることから、研修会の実施等を通じて関係者間でその影響や対策等についての共通認識を持ち、林業生産活動においては、伐採後の速やかな再生林や地形や地質等の条件を十分に踏まえた、災害に強い路網の整備を推進します。

### (2) 水産資源の円滑な遡上・降下に向けた堰堤等の整備・保全

内水面における水産動物の遡上・降下環境の改善のため、堰堤等の河川横断施設について、水産動物の移動経路の確保や水量・水質を含めた生息環境の保全等を考慮しながら、実態把握や改善の方向を明らかにするとともに、堰等への魚道の設置、改良、適切な維持管理及び不要な堰の撤去等を推進します。また、現状において常設魚道の設置が困難な既存の堰堤等においては、季節的な遡上・降下対策の実施の検討を行うとともに、全面改修時には魚道設置を行う等、適切な維持管理を推進します。

さらに、水産資源の生育に重要な役割を果たす水田と内水面との連続性に配慮した整備や、各種技術資料の作成・技術情報の提供を通じた技術的支援を行うこと等により、自然との共生及び環境との調和に配慮します。

### (3) 安定した水量を確保するための貯水等の取組

内水面における水量を確保するため、各地で流域を中心とした地下水の涵養を促進するための雨水浸透枡、浸透トレンチ、透水機能を有する舗装等の雨水貯留浸透施設の設置や水田の冬期湛水等健全な水循環系の構築に努めます。

また、特に、堰堤等の下流域に安定的な水量が確保されるよう、関係者間での相互理解を深め、適切な水量・水勢に配慮した貯水等を推進します。

### (4) 自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進

河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出する多自然川づくりを推進します。

## 5 県民協働による豊かな内水面づくり

### (1) 川に親しむ機会の創出

内水面に対する県民の理解と関心を深めるため、漁協等の内水面関係者が連携した、魅力ある釣り場の創出の他、釣り大会、放流体験、内水面の魚観察体験、伝統漁法の伝承・体験等、県民参加によるイベント等の開催を推進します。

また、県民等の内水面の利用機会の一層の創出を図るため、内水面の利用に関する県民等のニーズを把握し、優良事例等を参考とした魅力的なイベントの具体化に努めるとともに、電子遊漁券の導入・活用など生活様式の変化やスマート化に対応した新たな取組を推進し、将来にわたり持続可能な体制の構築を進めます。

(2) 県民が参画した内水面の多面的機能向上の取組

内水面は県民共有の財産であり、その多面的機能の向上を図るためには県民の理解と協力が不可欠であることから、漁協等の内水面関係者が企画する河川清掃や森づくり等の内水面環境保全活動への県民への参加を求めるとともに、日頃より、河川や生態系の保全意識の醸成を図ります。

## 第4章 推進体制

### 1 関係者の役割

#### (1) 漁協・漁業者

漁協及び漁業者は、内水面における水産資源の回復、内水面における漁場環境の保全等の取組を自ら行うとともに、国・県・市町村等が実施する本計画に関連する各種施策の推進に協力します。

#### (2) 関係機関等

国、県、市町村等の河川管理者、河川工作物管理者、森林・林業行政機関、環境管理者、水産関係機関は、各機関等が所掌する各種事業において、本計画の具体的取組を行うとともに、関係機関等が連携し、本計画に関連する各種施策の具現化に努めます。

#### (3) 内水面利用者、県民

内水面を利用する遊漁者や内水面の恵沢を享受する県民は、本計画の取組に理解をいただくとともに、積極的に参画するなど具現化に協力をお願いします。

### 2 内水面関係者による連携体制

計画に基づく関連施策を一体的に推進するため、「宮崎県水産業・漁村振興協議会」に「内水面部会」設置して本計画の推進母体とし、特に資源の回復に関しては施策を体系化した「効果的な資源回復を図るための施策連関」により計画を推進していきます。

具体的には、内水面資源の回復を図るため、内水面部会を構成する関係機関・団体が連携し、資源の特性や内水面環境に適応した効果的な増殖活動（資源を増やす！）やカワウ対策の強化（資源を守る！）等を検討・実施し、その効果の検証を内水面部会で共有する（資源を知る！）PDCA サイクル（施策連関）を構築します。

また、内水面単位で関係者が連携し、一体的取組の必要性が生じた場合は、対象内水面ごとの専門部会を設置します。

<効果的な資源回復を図るための施策連関>



<宮崎県水産業漁村振興協議会内水面部会の構成者及び機関>

- 宮崎県内水面漁業協同組合連合会  
内水面漁業を代表するもの（県北域、県中域、県南域）
- |     |       |       |
|-----|-------|-------|
| 宮崎県 | 環境森林部 | 自然環境課 |
|     |       | 森林経営課 |
| 宮崎県 | 農政水産部 | 農村計画課 |
|     |       | 水産政策課 |
|     |       | 漁業管理課 |
|     |       | 水産試験場 |
| 宮崎県 | 県土整備部 | 河川課   |

計 画 年 度  
令和 4 年度～令和 12 年度

宮崎県における獣医療を提供する  
体制の整備を図るための計画書  
(案)

令和 5 年 月

宮 崎 県

## 目 次

- 第1 総論
  - 1 計画の基本的な考え方
    - (1) 本県の獣医療を取り巻く状況
    - (2) 食料の生産現場における獣医師の役割
    - (3) 小動物診療に対する社会的ニーズの高まり
  - 2 計画の役割と性格
  - 3 計画の期間
  - 4 獣医療を提供する体制を整備するための地域区分
- 第2 診療施設の整備及び獣医師の確保に関する基本目標
  - 1 診療施設の整備に関する目標
    - (1) 診療施設及び主要な診療機器の整備状況
      - ア 診療施設の開設状況
      - イ 診療機器等の整備状況
    - (2) 診療施設及び診療機器等の整備に関する目標
    - (3) 診療施設別の整備目標
      - ア 家畜保健衛生所
      - イ 宮崎県農業共済組合（NOSAI）
      - ウ その他の診療施設
  - 2 獣医師の確保に関する目標
    - (1) 産業動物臨床獣医師の確保目標
    - (2) 公務員獣医師（県農政水産部）の確保目標
    - (3) 公務員獣医師（県福祉保健部）の確保目標
    - (4) 産業動物獣医師の確保対策
- 第3 診療施設その他獣医療に関連する施設の相互の機能及び業務の連携に関する方針
  - 1 組織的な家畜防疫体制の確立
    - (1) 家畜伝染病及び新疾病に対するサーベイランス体制の強化
    - (2) 飼養衛生管理指導等指針に即した飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導等、平時における家畜の伝染性疾病に対する防疫体制の整備
    - (3) 家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の整備・強化
    - (4) 公務員獣医師退職者等の潜在的人材の確保
  - 2 診療施設・診療機器の効率的利用
  - 3 獣医療情報の提供システムの整備
  - 4 衛生検査機関との業務の連携
  - 5 産学官が連携した研究開発
  - 6 その他の事象における危機管理体制の整備・強化
- 第4 診療上必要な技術研修の実施その他獣医療に関する技術の向上に関する方針
  - 1 臨床研修
  - 2 高度研修
    - (1) 産業動物分野
    - (2) 小動物分野
  - 3 生涯研修
- 第5 その他獣医療を提供する体制の整備に関する事項
  - 1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備
  - 2 飼育者への衛生知識の啓発・普及等
    - (1) 産業動物分野
    - (2) 小動物分野
  - 3 広報活動の充実
  - 4 取組内容の見直し

# 宮崎県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書（案）

## 第1 総論

### 1 計画の基本的な考え方

#### （1）本県の獣医療を取り巻く状況

本県における獣医療の提供体制は、家畜保健衛生所の再編統合による機能の充実、産業動物開業獣医師及び農業共済組合（以下「NOSAI」という。）が主体となった診療業務の充実・強化や食肉衛生検査所の増設を行うことにより、飼育動物の診療、保健衛生指導等を通じて、本県の基幹産業でもある畜産業の発展とともに、動物の保健衛生及び公衆衛生の向上に大きく貢献してきました。

特に、平成4年に獣医療法（平成4年法律第46号）の制定を契機に、国と連携しながら、診療施設の整備や産業動物獣医師の確保及び育成に努めてきましたが、県内での口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の大規模な発生を踏まえ、その際に迅速かつ的確な対応が可能となる危機管理体制の再構築を行うとともに、家畜伝染病の最前線で防疫措置を実施する獣医師の養成・確保の取組も進めてきました。

一方、近年の獣医療を取り巻く状況には著しい変化がみられ、国内における豚熱の発生やアジア地域におけるアフリカ豚熱の大流行に加え、国際的な懸念となっている薬剤耐性菌の増加に対し、消費者からは、畜産物の安定供給や食品の安全性の確保という観点から大きな関心が寄せられています。さらに、国際社会においては、グローバル化の進展に伴い、人、飼育動物及び野生動物並びにこれらを包含する生態系の健康を一体的に維持する「ワンヘルス」の考え方に基づいた様々な取組がすでに進められており、この取組を支える獣医師に期待されている役割は、以前にも増して大きくなっています。

#### （2）食料の生産現場における獣医師の役割

本県にとって、畜産は重要な基幹産業であり、その飼養頭羽数は、ブロイラーが全国第2位、豚が全国第2位、肉用牛が全国第3位（令和4年畜産統計）となっており、まさに、我が国有数の畜産県として国内への食料供給に重要な役割を果たしてきました。

このような中、飼養規模の拡大が進展し、養豚・養鶏経営に加え、酪農・肉用牛経営においても群管理形態が普及したことに伴い、生産者から、予防衛生を中心とする生産獣医療の提供について要請が高まっています。このため、診療のみならず



飼養管理及び経営等を含む幅広い指導を行い、農場の収益性向上へつなげる管理獣医師の養成・確保が求められています。

また、安全安心な畜産物の生産・供給、輸出拡大等を図るため、獣医師による適切な獣医療の提供を通じて、家畜の伝染性疾病の発生予防や的確な防疫措置、家畜改良、飼養管理の改善等による畜産の生産基盤の強化をサポートしていくとともに、食肉衛生検査所におけるHACCPに沿った衛生管理や輸出管理体制の整備及び技術向上が求められています。

### (3) 小動物診療に対する社会的ニーズの高まり

動物愛護及び虐待防止の観点から「動物愛護及び管理に関する法律」が改正され、小動物診療分野においては、犬、猫等のペットはコンパニオンアニマルとして、国民生活におけるその位置づけが益々向上し、小動物と飼育者との精神的な結びつきが強くなっています。このため、高度かつ多様な診療技術に加え、飼育者へ十分なインフォームドコンセントを得ながら診療を進めるなど、飼育者の意向も総合的に判断した獣医療の提供が求められています。さらに、新たに「愛玩動物看護師」が国家資格化されたことにより、愛玩動物看護師の知識及び技術の更なる向上によるチーム獣医療提供体制の充実も期待されます。また、近年では地震や台風、大雨による大規模災害が毎年のように発生しており、その度に避難時・避難後のペットの処遇が大きな問題となっております。避難時、ペットと一緒に避難する「同行避難」が環境省から啓発されており、避難所におけるペットの飼育・健康管理に関して獣医師の役割は非常に大きなものがあります。

この他にもレプトスピラ症や全国で最も症例数の多い重症熱性血小板減少症候群（SFTS）などの人獣共通感染症が愛玩動物から飼育者へ感染することを防ぐための普及・啓発に大きな役割を担っています。

このような状況を踏まえ、県民の獣医療に対する安心と信頼の確保を目指し、国が獣医療法第10条に基づき定めた「獣医療を提供する体制の整備のための基本方針」に即して、宮崎県獣医療計画を改訂するものであります。

## 2 計画の役割と性格

本計画は、獣医療法第11条第2項に規定する事項に基づき、本県の獣医療施策の方向性を明らかにする基本計画として位置付け、次のような役割を有します。

- 「第八次宮崎県農業・農村振興長期計画」及び「食の安全・安心推進計画」に沿って、本県畜産業の健全な発展を目指すとともに、動物の保健衛生、公衆衛生、食品の安全性の向上に寄与し、地域社会のニーズに応え得るため、県内の各地域

において良質かつ適切な獣医療が提供できる体制を構築するための計画です。

- この計画は、県だけでなく市町村や畜産関係団体、食品衛生関係団体等も含めて推進すべき施策の方向性を示す性格を持っています。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする計画とします。

### 4 獣医療を提供する体制を整備するための地域区分

本計画における獣医療を提供する体制の整備が必要な地域について、家畜保健衛生所の管轄地域ごとに、次の表のとおり区分します。

表－1 獣医療を提供する体制を整備するための地域区分

地域区分		市 町 村	(市町村数)
地域	家畜保健衛生所		
宮崎地域	宮 崎	宮崎市、日南市、串間市、西都市、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町	(12)
都城地域	都 城	都城市、小林市、えびの市、三股町、高原町	(5)
延岡地域	延 岡	延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	(9)

## 第2 診療施設の整備及び獣医師の確保に関する基本目標

### 1 診療施設の整備に関する目標

#### (1) 診療施設及び主要な診療機器の整備状況

##### ア 診療施設の開設状況

県内の飼育動物診療施設は、表－2に示すとおり、令和2年10月31日現在で217施設があり、産業動物診療施設が117施設、小動物診療施設が100施設となっています。産業動物診療施設は個人開業が全体の67%を占めており、従事する獣医師の平均年齢は約62歳と高齢化が進んでいます。小動物診療施設は宮崎地区に全

体の66%があり、地域的な偏りが見られます。

一方、県内のNOSAIは、令和元年5月に4組合と連合会が新たにNOSAI宮崎として一組合化されましたが、各地域それぞれの診療施設の体制は維持され、広域にわたり診療活動を展開しているため、県内全域における獣医療提供体制が整備されています。

表－2 飼育動物診療施設の開設状況（令和2年10月31日現在）（単位：か所）

区分	診療施設数	産業動物					
		県	市町村	農業共済組合	農業協同組合	その他法人	個人開業施設
宮崎	45	2	0	4	1	8	30
都城	57	2	0	5	0	10	40
延岡	15	2	2	2	0	1	8
合計	117	6	2	11	1	19	78

区分	診療施設数	小動物			
		県	市町村	その他法人	個人開業施設
宮崎	66	3	1	17	45
都城	14	2	0	7	5
延岡	20	3	0	6	11
合計	100	8	1	30	61

#### イ 診療機器等の整備状況

令和2年度に宮崎県が県内の飼育動物診療施設を対象に実施したアンケート調査（調査対象施設203カ所、うち121カ所が回答）によると、県内診療施設のうち、回答を得た121施設及び県の診療施設で整備されている主な診療機器は、表－3のとおりです。

産業動物診療施設では、超音波診断装置等の画像診断装置の整備が進み、家畜体内受精卵の採取に係る機器が整備されている診療施設もあります。

小動物診療施設では、ほとんどの施設で血液検査機器及びエックス線装置や超音波診断装置が整備されていますが、CTやMRI等の高度医療に対応できる診療機器の整備は進んでいない状況です。

表－3 主な診療機器等整備状況（その1）（令和2年10月現在）

（単位：か所）

地域	経営形態	回答数	検体成分分析								画像診断装置							理化学的治療機器等			
			血液生化学分析装置	自動血球計算機	血液電解質分析装置	分光光度計	血液ガス測定装置	高速液体クロマトグラフ	乳中体細胞測定装置	ポータブル血液分析器	エックス線撮影装置	超音波診断装置	ファイバースコープ	自動現像装置	心電心音計	デジタルX線撮影装置	CT	MRI	ネブライザー	ガス麻酔装置	レーザー装置
宮崎	県	5	2	2	1	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	市町村	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0
	農業共済組合	4	3	3	3	1	3	1	0	3	3	4	0	0	0	4	0	0	0	1	0
	農業協同組合	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他法人（産業動物）	9	0	1	0	0	0	0	0	0	2	2	1	0	0	1	1	0	0	1	1
	その他法人（小動物）	13	13	13	11	1	2	0	0	0	12	12	4	1	7	11	1	1	8	11	6
	獣医系大学	1	1	1	1	0	1	0	0	0	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0
	個人開業施設（産業動物）	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	個人開業施設（小動物）	24	22	18	16	3	1	0	0	1	21	21	2	4	8	13	0	0	8	18	6
	計	67	42	38	31	6	6	2	0	4	40	42	7	5	16	31	2	1	16	33	13
都城	県	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市町村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業共済組合	2	2	2	1	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0
	農業協同組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他法人（産業動物）	7	0	1	0	0	1	0	0	1	0	3	0	0	0	1	0	0	1	3	0
	その他法人（小動物）	5	5	5	5	0	1	0	0	0	5	5	1	1	2	4	0	0	1	4	3
	個人開業施設（産業動物）	24	1	2	1	0	0	0	0	4	1	11	1	0	1	0	0	0	2	2	0
	個人開業施設（小動物）	3	3	3	2	0	0	0	0	0	3	3	1	1	1	2	0	0	1	3	1
	計	45	12	14	9	0	2	0	0	6	10	24	3	2	4	9	0	0	5	12	4
	延岡	県	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業共済組合		2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業協同組合		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他法人（産業動物）		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他法人（小動物）		5	4	4	3	0	1	0	0	0	4	5	3	1	3	4	0	0	4	5	2
個人開業施設（産業動物）		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個人開業施設（小動物）		6	5	5	5	1	0	0	0	1	6	6	0	3	4	3	0	0	1	5	0
計		23	11	11	8	1	2	0	0	1	10	15	3	4	7	7	0	0	5	10	2
合計		135	65	63	48	7	10	2	0	11	60	81	13	11	27	47	2	1	26	55	19

表－3 主な診療機器等整備状況（その2）（令和2年10月現在）（単位：か所）

地域	経営形態	回答数	受精卵移植関連機器			免疫・DNA診断装置等										診療設備						
			プログラムフリーザー	マイクロマニピュレーター	倒立顕微鏡	ELISA装置	マイクロプレートウォッシャー	蛍光顕微鏡	生物顕微鏡	PCR装置	DNAシーケンサー	ふ卵器	嫌気性菌培養装置	クリーンベンチ	顕微鏡撮影装置	実体顕微鏡	診療室	手術室	解剖室	焼却施設	X線診療室	入院施設
宮崎	県	5	0	0	0	1	1	1	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
	市町村	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0
	農業共済組合	4	1	0	0	1	0	0	4	1	0	3	0	2	2	1	4	1	0	0	0	1
	農業協同組合	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他法人（産業動物）	9	0	0	0	1	1	0	2	0	0	5	2	2	3	3	4	1	3	0	1	1
	その他法人（小動物）	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	12	0	0	12	10
	獣医系大学	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1
	個人開業施設（産業動物）	10	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	3	1	0	0	0	0
	個人開業施設（小動物）	24	0	0	1	0	0	0	12	1	0	1	0	1	1	1	23	22	0	0	21	21
	計	67	3	0	2	4	2	1	24	3	1	11	3	6	8	7	49	39	4	1	35	33
都城	県	4	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	2	0	1	1	0	0
	市町村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業共済組合	2	1	0	2	0	0	0	2	0	0	2	0	2	2	2	2	1	0	0	0	1
	農業協同組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他法人（産業動物）	7	1	1	2	2	0	0	1	2	0	2	0	1	2	0	1	1	0	2	0	0
	その他法人（小動物）	5	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	5	4
	個人開業施設（産業動物）	24	1	0	0	0	0	0	3	0	0	4	0	0	1	0	7	2	0	0	1	1
	個人開業施設（小動物）	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	3	3
	計	45	3	1	4	3	0	2	8	2	0	9	1	4	6	3	20	12	1	3	9	9
延岡	県	5	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	3	0	1	1	0	0
	市町村	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業共済組合	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
	農業協同組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他法人（産業動物）	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他法人（小動物）	5	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	1	5	5	0	0	5	5
	個人開業施設（産業動物）	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	個人開業施設（小動物）	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	6	6	0	0	6	6
	計	23	0	0	0	2	1	0	5	0	0	1	1	0	6	3	15	11	1	1	11	11
合計	135	6	1	6	9	3	3	37	5	1	21	5	10	20	13	84	62	6	5	55	53	

## (2) 診療施設及び診療機器等の整備に関する目標

本県の産業動物分野における獣医療は、NOSAI宮崎の各家畜診療所が主体となり、それを開業獣医師が補完する形で提供されています。また、肉用鶏分野については各企業が抱える管理獣医師により提供されています。

疾病の的確な診断や不明疾病の原因究明に必要な検査を行う機関としては、これらに加えて、各家畜保健衛生所、NOSAI宮崎生産獣医療センター及び宮崎大学があり、今後さらなる機能の強化を図るとともに、それぞれが連携して効率的かつ迅速な獣医療の提供ができる体制を構築します。

## (3) 診療施設別の整備目標

### ア 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所は、農場の監視・指導による家畜疾病の予防や家畜伝染病発生時の防疫措置、不明疾病の原因究明のための病性鑑定、アルボウイルス等の発生育察等、畜産物の安全性の確保のため、県内の様々な獣医療を担っており、これらの体制維持及び機能強化を推進するとともに、必要な人員の確保を行います。

県内3か所の家畜保健衛生所の施設整備については、令和2年度までに順次実施し、検査施設、解剖施設、焼却施設及び研修施設等の機能強化を図ったところです。さらに、これまでにPCR検査装置、蛍光顕微鏡、生化学自動分析装置等を導入し、より高度な診断が可能となる体制を整備しています。

今後もこれらの施設の維持に努めるとともに、迅速な診断が求められる豚熱やアフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に必要なPCR検査装置や酵素抗体測定装置、血液生化学分析装置等の正確性と再現性の維持が必要な検査機器については、適正な精度管理及び恒常的な機能向上に努めます。

また、家畜伝染病発生時に、数日程度の初動防疫が可能な防護服等の防疫資材について、新たな備蓄倉庫を建設し、資材管理システムによる一元管理体制を整備しています。

さらに、高病原性鳥インフルエンザをはじめとする人獣共通感染症等の病原体を取扱うため、宮崎家畜保健衛生所に整備しているバイオセーフティレベル（BSL）-3施設について、引き続き、新興・再興の家畜伝染病の診断に対応できるよう機器の整備や技術の向上に努めます。

### イ 宮崎県農業共済組合（NOSAI）

本県では、家畜共済制度の普及により畜産農家へセーフティネットの提供を行うとともに、産業動物診療の中核をNOSAI家畜診療所が担い、県内各地域の基幹的な診療施設として効率的に診療を行う体制が確立されています。

さらに、総合的な検査機能を持つ生産獣医療センターを有し、県下全域の検査

に対応可能な体制が整備されています。

また、地域の畜産支援や生産獣医療機能の強化を図るため、事故低減対策を実施していますが、変化する畜産情勢や農家ニーズを的確に捉えるため最新の診療機器・診断機器の導入を図る必要があります。

#### (ア) NOSAI家畜診療所

NOSAI家畜診療所は家畜共済加入家畜の約75%の診療を担っています。また、加入推進のみならず、生産獣医療の提供、死廃事故低減に係る損害防止事業及びワクチン接種等の自衛防疫事業においても中核的役割を果たしています。

そこで、家畜診療所では高度な獣医療提供の観点から、デジタルエックス線装置や超音波検査機器等の画像診断機器や自動血球計算器、血液生化学分析装置、血液電解質分析装置等の診断機器を整備し、最新の診断技術や治療方法を積極的に導入していきます。また、地域の受精卵移植のニーズに対し倒立顕微鏡、顕微鏡撮影装置、プログラムフリーザー等も整備しています。

今後、県内における農場の飼養規模は年々拡大することが想定されていますが、それに伴う死廃事故の増加に対応するため、診療技術の研鑽と併せて、診療機器の機能向上を図ることにより家畜損耗率の低減を目指します。

#### (イ) NOSAI生産獣医療センター

生産獣医療センターは、死廃事故低減に係る総合的な検査施設としての位置づけはもとより、群管理を対象とした生産獣医療機能の強化、生産者ニーズに応えた受精卵移植の提供を行っています。さらに、高度な獣医療技術の習得を目的として、画像診断や高度な手術等を行っています。

既に、生産獣医療センターでは、PCR検査装置、血液生化学分析装置、血液電解質分析装置、高速液体クロマトグラフ、自動血球計算器、酵素抗体測定装置、細菌培養施設や高度獣医療に使用するデジタルエックス線装置や超音波検査機器、吸入麻酔装置を整備しています。さらに、受精卵移植に関してET車をはじめ、倒立顕微鏡、顕微鏡撮影装置、プログラムフリーザー等も整備しています。

今後は個体診療のみならず飼養管理及び経営等を含む幅広い指導を行い、農場の収益性向上へつながる専門獣医師の養成・育成を図ります。また、更なる生産獣医療機能強化に対応できるように、引き続き機器の整備や技術の向上に努めます。

### ウ その他の診療施設

#### (ア) 国立大学法人宮崎大学

農学部附属動物病院では、宮崎県獣医師会及び宮崎県内の動物病院と協力して「宮崎地域動物医療ネットワーク」を構築し、効果的で高度な獣医療を提供しています。また、産業動物防疫リサーチセンターでは、産業動物の重要伝染病に対する疫学、国際防疫及び診断・予防法に関する先端的研究に加え、発生時の防疫措置の立案、再発防止等の適切な対策を講じられる高い危機管理能力を有した人材の育成、畜産の復興・発展に不可欠な応用的新技術の開発・研究を積極的に進めます。

#### (イ) 市町村

特に、中山間地域の農家数や診療に係る移動距離等を考慮すると、今後さらに施設の充実や人員の確保を図る必要がありますが、ハード面では過度な投資を避けることも重要で、家畜保健衛生所やNOSAIが有する施設の有効活用も考慮しながら、診療の効率化、迅速化を促進するものとします。

また、超音波診断装置や血液生化学検査機器については、疾病の迅速診断に有効であり、中山間地域で需要が高まっている受精卵移植についても、家畜保健衛生所に加えて畜産試験場の協力も得ながら技術の提供や機械・器具の利用について、引き続き積極的に推進します。

#### (ウ) 農協等

県経済農業協同組合連合会（以下「経済連」という。）は、平成20年に診療施設の整備を行い、県下全域を対象とした系統農家に対する衛生指導や検査・診療業務を行っています。これまでに家畜保健衛生所や宮崎大学との連携により迅速に診断・治療を行うための獣医療体制構築を進めてきました。今後も過剰な投資を避け、各検査機関と連携し高度な獣医療の提供に努めるものとします。

#### (エ) 個人開業の産業動物診療施設

個人開業における診療施設の整備にあっては、過剰な投資を避け、家畜保健衛生所やNOSAI及び大学と有機的な連携を推進し、それらの施設を活用することで、より迅速で的確な診断や治療など高度な獣医療の提供に努めるものとします。

#### (オ) 小動物診療施設

小動物分野における診療施設の整備にあっては、より高度かつ広範囲な診療技術が求められることから、これらのニーズに対応した獣医療を提供できるよう、宮崎県獣医師会、宮崎大学及び宮崎県内の小動物診療施設と構築した「宮



「崎地域動物医療ネットワーク」を活用し、効果的で高度な獣医療の提供を推進します。

### (カ) みやざき動物愛護センター

平成29年に動物愛護施策の中核として設立された当施設では、宮崎大学及び県内の小動物診療施設と連携・協力し、搬入された負傷動物等の治療を行っており、今後も関係機関と連携し迅速に診断や治療を行うための獣医療体制構築に努めます。また、当施設は特定の飼い主のいないいわゆる「地域猫」について、不妊去勢等の繁殖制限措置を行っており、今後もこの活動を継続し「地域猫」による地域の生活環境悪化の防止に貢献します。

なお、産業動物の診療施設整備については、獣医療法第15条の規定により本計画に基づいて作成した診療施設整備計画が適当である旨の認定を受けた者に対し、株式会社日本政策金融公庫からの資金の融資を受けることができます。

## 2 獣医師の確保に関する目標

### (1) 産業動物臨床獣医師の確保目標

県内の産業動物臨床獣医師は、令和2年12月31日で240名ですが、61歳以上の獣医師が78名で全体の約33%を占めており、今後更なる高齢化が見込まれます。

また、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画において、令和12年度の家畜の飼養戸数は若干の減少が見込まれますが、家畜飼養頭羽数は平成30年度比で肉用牛が114.8%、乳用牛が100.2%、豚が109.3%、採卵鶏が104.7%、ブロイラーが103.9%としており、現在の飼養頭数から維持又はわずかな増加が見込まれます。このため、現在の獣医師数を目標年度の令和12年度まで維持する必要があります。

表－4 産業動物診療獣医師の確保目標 (単位：人)

区 分	令和2年 12月現在の 獣医師数	令和12年度に おける獣医師 の確保目標	令和12年度まで に退職又は廃業が 想定される獣医師	令和12年度 推定獣医師	令和12年度まで に確保すべき 獣医師数
宮崎地域	109	109	15	94	15
都城地域	99	99	17	82	17
延岡地域	27	27	7	20	7
県 計	235	235	39	196	39

※ 令和12年度に70歳を超える獣医師の半数が退職又は廃業と想定

※ 5名は県外の診療施設に勤務

## (2) 公務員獣医師（県農政水産分野）の確保目標

宮崎県の農政水産部に所属する公務員獣医師は、家畜保健衛生所、畜産試験場、農業大学校及び本庁に勤務しています。このうち、特に、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱及び高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生予防及び畜産物の安全性向上のため、家畜保健衛生所による飼養衛生管理基準の遵守指導體制をより強化する必要があります。また、令和2年度時点での家畜保健衛生所の獣医師職員1人当たりの家畜衛生単位(U)は表-5のとおり12,142Uと全国で最も高くなっており、職員の負担が大きくなっています。

このことから、家畜保健衛生所の体制強化のため獣医師の増員は重要であり、前計画では他の畜産県レベルの家畜防疫員体制を目標に、家畜保健衛生所の獣医師数を48名から20名増員し68名とすることとしておりましたが、令和3年3月31日現在で60名まで増員したものの、獣医学生の小動物臨床志向など全国的な要因により未だ目標を達成していないことから、まずは前計画において掲げた68名の獣医師確保を目標とします。

さらに、国内での豚熱、アジアにおけるアフリカ豚熱や口蹄疫の発生、世界的に繰り返される高病原性鳥インフルエンザの流行状況等を踏まえた飼養衛生管理基準の厳格化に対する農場指導、我が国の貴重な遺伝資源である和牛精液の不正流通の監視指導などにより家畜保健衛生所の業務はますます高度化・複雑化することが見込まれるため、その時点での状況を勘案しながら、体制強化について適宜検討を行います。

一方、獣医師でなくても対応可能な業務については、家畜保健衛生所への獣医師以外の職員の配置を検討しつつ、引き続き、県の畜産技術職や民間の獣医師等を家畜防疫員として任命することにより、全県的な防疫体制の整備や家畜遺伝資源の適正利用を図ることとしています。

また、水産養殖業者からの獣医療の提供ニーズが高まるならば、水産試験場への獣医師の配置を検討する必要があります。

表-5 家畜保健衛生所の獣医師1人当たりの家畜衛生単位(U)

都道府県	家畜衛生単位				家保 獣医師数	獣医師 一人あたり
	牛	豚	家きん	計		
宮崎	257,700	167,140	327,980	752,820	62	12,142
鹿児島	354,800	253,800	399,110	1,007,710	86	11,718
北海道	1,345,600	138,320	116,110	1,600,030	155	10,323
岩手	132,700	80,480	273,530	486,710	59	8,249
茨城	74,500	93,280	166,240	334,020	49	6,817

※ 家畜衛生単位（U）

牛、豚、鶏の飼養頭羽数を換算係数（牛：豚：鶏＝1：0.2：0.01）に基づき算出したもの。

家畜衛生単位を算出するための飼養頭羽数は畜産統計より（牛：令和2年2月現在、豚・鶏：平成31年2月現在）

家保獣医師数は農林水産省調べ（令和2年3月31日現在）

（3）公務員獣医師（県公衆衛生分野）の確保目標

宮崎県の福祉保健部に所属する公務員獣医師は、食肉衛生検査所、保健所、衛生環境研究所、動物愛護センター及び本庁に勤務しています。このうち、特に、食肉衛生検査所については、従来から実施していると畜検査・食鳥検査業務はもとより、拡大する本県産畜産物の輸出業務への対応、さらには令和3年度から義務化されたと畜場・食鳥処理場での外部検証業務など業務量が大幅に増加しています。

また、平成29年度には新たに県の動物愛護管理施策の中核施設として動物愛護センターを設置し、狂犬病予防業務をはじめとする人獣共通感染症対策や動物愛護業務を推進しているところです。そのため、県民から求められている食肉・食鳥肉の安全確保や衛生対策向上、並びに動物愛護管理のさらなる推進に的確に対応するため、獣医師の安定的な確保による適切な職員配置を検討する必要があります。

表－6 九州各県のと畜・食鳥検査員数及び検査数

都道府県	と畜検査員数	食鳥検査員数	合計	処理頭（羽）数			検査員1名あたり検査数			処理数合計	
				牛・馬・山羊・めん山羊	豚	食鳥	牛・豚	食鳥	牛・豚・食鳥	牛・豚	牛・豚・食鳥
宮崎県	121		121	51,891	1,043,129	141,977,674	9,050	1,173,369	1,182,419	1,095,020	143,072,694
福岡県	19	6	25	19,191	62,904	2,965,681	3,284	494,280	121,911	82,095	3,047,776
佐賀県	19	※	19	5,510	105,710	0	5,854	0	5,854	111,220	111,220
長崎県	44	※	44	7,469	475,198	0	10,970	0	10,970	482,667	482,667
熊本県	60		60	36,949	177,679	20,142,785	3,577	335,713	339,290	214,628	20,357,413
大分県	20	0	20	7,213	114,445	0	6,083	0	6,083	121,658	121,658
鹿児島県	118		118	84,529	2,547,674	154,579,136	22,307	1,309,993	1,332,299	2,632,203	157,211,339
沖縄県	57		57	6,750	313,832	4,141,068	5,624	72,650	78,275	320,582	4,461,650

※ 佐賀県及び長崎県の食鳥検査は指定検査機関にて実施

※ と畜検査員数、食鳥検査員数は「と畜・食鳥検査等に関する実態調査結果（令和2年度実績）」より

※ 処理頭（羽）数は「令和2年度食肉検査等情報還元調査」より

（4）産業動物獣医師の確保対策

産業動物臨床獣医師並びに家畜衛生行政及び公衆衛生行政に携わる公務員獣医師

は、口蹄疫といった家畜伝染病の防疫対策や食品の安全確保などに重要な役割を担っています。

全国の獣医系大学では、例年約1,000名の獣医師が卒業していますが、令和2年度の獣医系大学の就業動向は、新規卒業者の約40%（400名）が愛玩動物の診療獣医師となっており、産業動物臨床獣医師は、農業関係団体等を含めても約12%（119名）にとどまっています。

また、都道府県の公務員獣医師も約13%（132名）となっており、産業動物臨床獣医師や公務員獣医師の就業者数が少ない状況が続いています。

このような中、本県における生産基盤の強化、生産性向上を図り、強固で長期的な安心・安全な畜産物供給体制を構築するため、危機的状況にある産業動物獣医師確保及び定着を産官学連携して取り組む必要があります。

このため、県やNOSAIでは、

- ① 獣医系大学の就職説明会への参加や大学への訪問・個別説明会などの実施
- ② 大学での特別講演・講義への職員派遣
- ③ 獣医師確保修学資金給付事業を活用した修学資金の給付
- ④ インターンシップの受入による理解醸成と経費支援

等を積極的に実施するとともに、県においては、

- ⑤ 採用年齢の引き上げ
- ⑥ 採用試験の早期実施と試験会場の複数化
- ⑦ 初任給調整手当の支給などの待遇改善
- ⑧ 家畜保健衛生所への学外学習の受入
- ⑨ 広告媒体を活用した離職者等の就業誘導
- ⑩ 県内高校生を対象とする獣医師職業ガイダンスの開催

NOSAIにおいては、

- ⑪ 学外臨床実習の協力
- ⑫ 臨床研修の受入
- ⑬ 退職者への多種多様な働き方の提案

等の取組を推進し、NOSAI、関係団体、大学とも連携しながら、獣医系大学卒業者の産業動物獣医療分野への就業誘導を推進します。

これらの活動に加え、近年は女性獣医師が増加していることや、働き方改革に対応する必要があることから、男女ともに安心して産前・産後休業や育児休業を取得しやすく、長期にわたり育児休業を取得していた女性が復職しやすい環境の整備を推進します。また、定年退職後も就業意欲を有する獣医師が多くいることから、様

々な世代やライフステージの獣医師が活躍できる環境の整備を推進します。

さらに、就業後の獣医療技術・新技術などの研修、学会等に参加する機会を広げることにより、現場で産業動物診療及び家畜防疫員としての役割を十分に発揮できる獣医師の育成・確保に努めます。

### 第3 診療施設その他獣医療に関連する施設の相互の機能及び業務の連携に関する方針

産業動物の獣医療に関係する機関・団体は、各地域の実態に応じて診療施設の機能を強化するとともに、相互の役割を明確化し、個々の施設が有する機能及び業務の有機的な連携を促進させ、より効率的・効果的な診療体制の整備を図るものとします。

#### 1 組織的な家畜防疫体制の確立

##### (1) 家畜伝染病及び新疾病に対するサーベイランス体制の強化

家畜保健衛生所を核として、大学や関係機関、民間獣医師、家畜飼養者等関係者が一体となり、家畜伝染病及び新疾病に対するサーベイランス体制の強化を図るため、家畜保健衛生所における病性鑑定機能の強化とともに、伝染病の早期発見、早期通報体制の強化や危機管理体制の整備を図るものとします。

##### (2) 飼養衛生管理指導等指針に即した飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導等、平時における家畜の伝染性疾病に対する防疫体制の整備

家畜伝染病の発生を予防するとともに、畜産物の安全性の確保のため、宮崎県で策定する飼養衛生管理基準指導等計画に基づき、家畜保健衛生所が主体となって家畜飼養農場における基準の遵守状況を確認し、必要な指導・助言を行います。

##### (3) 家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の整備・強化

**ア** 家畜保健衛生所は、家畜伝染病発生時における防疫対応の拠点として、総合的な防疫対応の中心的な役割を担っていることから、より迅速かつ的確な防疫措置が実施できるよう体制の強化を図るものとします。

**イ** 家畜防疫員の確保及び体制強化のため、農政水産部に所属する獣医師及び畜産職員に加え、福祉保健部の獣医師を家畜防疫員に任命するとともに、相互の理解と協力の下、NOSAI獣医師、宮崎大学の教員、市町村獣医師及び開業獣医師についても非常勤職員の家畜防疫員に任命するなど、全県的な家畜防疫体制の維持し

ていくこととします。

ウ 緊急時における防疫活動への全県的な連携体制、緊急時を想定した診療施設間の連絡・応援体制等の整備を図るため、家畜保健衛生所と民間獣医師等が一体となった組織的な家畜防疫体制を維持していくこととします。

エ 県、市町村、関係機関の役割分担を明確にするとともに、大学、県獣医師会、NOSAIをはじめ、JA等農業団体、建設業協会、県トラック協会等の関係団体、県境の市町村と締結している防疫協定に基づき、全県的な連携・協力体制の維持を図るものとしてします。

オ 口蹄疫等の家畜伝染病の発生に備えた県防疫対策マニュアルについて、随時見直しを行うとともに、マニュアルと連動した県現地対策本部や市町村など各地域の防疫対策マニュアルの充実を図るものとしてします。

カ 県境防疫会議の充実を図り、隣接県との情報の共有や円滑な防疫活動の体制づくりを進めるとともに、家畜伝染病が発生した都道府県への家畜防疫員等の支援協力体制の整備を図るものとしてします。

キ 市町村自衛防疫推進協議会等の地域の関係機関と一体となった家畜伝染病対策についての広報、研修、点検等を行うほか、早期発見・早期通報、毎月20日の「県内一斉消毒の日」等についての広報や国内外での発生情報等を確実に伝達する家畜防疫情報メールの加入促進など関係者への情報提供の迅速化、意識の啓発等を行うものとしてします。

ク 県外における家畜伝染病発生時における家畜防疫員の派遣要請に対し、家畜保健衛生所に所属する獣医師の迅速な選定及び派遣を行うこととします。

#### (4) 公務員獣医師退職者等の潜在的人材の確保

農政水産分野の業務に従事し定年を迎えた公務員獣医師については、その経験を活かし、特に家畜保健衛生所、畜産試験場及び食肉衛生検査所等における再任用職員としての確保に努めます。

## 2 診療施設・診療機器の効率的利用

これまでに家畜保健衛生所をはじめ、NOSAI等が管理運営する施設において機器整備を進めており、診療の迅速化・的確化を図ってきました。

また、宮崎大学は宮崎県内に所在する公設試験研究機関（9施設）と連携した活動を行うことを目的に「みやざきファシリティネットワーク」を設立し、設備の有効活用を進めており、その他にも県、経済連等と連携し各種家畜疾病の検査体制を構築しています。今後も過剰な設備投資を避けるためにも、関係機関が相互に連携し、緊急性や専門性を考慮しながら役割分担することによって、より迅速で効果的な獣医療の提供ができる体制を構築します。

### 3 獣医療情報の提供システムの整備

診療施設相互の機能が円滑に発揮されるよう、産業動物の獣医療に携わる機関・団体が有する臨床データや衛生検査成績、食肉衛生検査成績等の情報について、研究会の開催やデータベース化など、相互に利用しやすい体制の整備を推進します。そのために、国が推進する電子カルテ化や飼養衛生管理指導状況、食肉衛生検査結果等の獣医療に係る情報の一元管理に向けたシステム整備について、必要なデータの提供等に努めます。

### 4 衛生検査機関との業務の連携

畜産経営における規模拡大や集約化が進展し、飼養戸数が減少する中、1戸あたりの家畜飼養頭数は増加傾向にあります。このため、個体を中心とした診療に加え、農場単位や群単位での集団衛生管理技術に対するニーズがさらに高まるものと想定されることから、以下の取組みを推進します。

- (1) 家畜保健衛生所や産業動物診療の中核を担うNOSAIの獣医師は、率先して集団衛生管理技術の習得に努めるとともに、情報共有を密にし、相互の技術研鑽を図るものとします。
- (2) 家畜保健衛生所や宮崎大学においては、抗体検査、血液生化学検査、遺伝子学的検査など、診療現場での診断に欠かせない各種検査機器を整備していることから、個人開業、NOSAI、経済連等の臨床獣医師と連携し、効果的で迅速かつ的確な病性診断・病性鑑定の実施に努めます。
- (3) 食肉衛生検査所においては、牛や豚の生産性に大きな影響を及ぼす呼吸器病や消化器病及び栄養性障害などの発生状況を生産者が的確に把握し、適切な対策を講ずることができるよう、食肉衛生検査結果を生産者別に整理、分析し、定期的にフィードバックする体制の充実を図ります。

### 5 産学官が連携した研究開発

農場単位での集団衛生管理等の飼養形態の変化に対応した管理技術、家畜伝染病の予防・まん延防止に係る技術の開発・普及や、新興・再興感染症対策、「ワンヘルス」の考え方に基づく薬剤耐性菌対策等の国際的な取組み等の新たな社会的ニーズに対応した獣医療に係る研究・技術開発のため、民間企業、大学、研究機関及び家畜保健衛生所等の獣医師の連携を促進するものとします。

## 6 その他の事象における危機管理体制の整備・強化

地震等の自然災害発生時においては、避難所にペットとの同行避難が行われ、ペットの飼養管理・健康管理だけでなく、人獣共通感染症予防のためにも獣医師が担う役割は大きなものとなります。そのため、家畜伝染病発生時と同様に各診療施設間の連絡・応援体制等の維持を図るものとします。

また、SFTSなど人獣共通感染症に関する情報を共有し、飼い主や獣医師に対する感染症予防対策に努めます。

## 第4 診療上必要な技術研修の実施その他獣医療に関する技術の向上に関する方針

獣医療技術については、獣医学の進展、診療機器及び医薬品の開発・普及等に対応して、今後ますます高度化・多様化していくことが見込まれることから、地域における獣医療ニーズに応じ、獣医師自らが日々研鑽を積むとともに、その適切な普及を図ることとします。

産業動物診療分野においては、大規模経営農場における集団衛生管理技術や高度診療機器を用いた精度の高い診断等、新技術に対するニーズが高まってきていることから、各種研修会等を積極的に活用して、新しい獣医療技術の習得や技術水準の向上に努めます。

小動物診療分野においては、犬、猫等の「伴侶動物」とその飼育者との精神的な結びつきが強くなっており、より高度かつ多様な診療技術に加え、インフォームドコンセントなど、飼育者の意向も総合的に判断した獣医療の提供が求められています。このため、愛玩動物看護師との適切な役割分担と連携を通じたチーム獣医療提供体制の充実を図ります。

また、両分野において、社会の関心が高まっている薬剤耐性菌問題への対応として、ワンヘルスの考え方に基づく「薬剤耐性対策アクションプラン」を踏まえた抗菌剤の適正・慎重使用に係る啓発・研修等の充実に努めます。

### 1 臨床研修

県や県獣医師会、NOSAI、宮崎大学等は、県内で新たに産業動物の診療業務に就業



する獣医師について、臨床現場における獣医療技術を習得するため、臨床研修が受講できるように連絡調整等に努めます。

## 2 高度研修

### (1) 産業動物分野

ア 県は、国が開催する家畜衛生講習会及び技術研修会に家畜保健衛生所獣医師の受講を推進するとともに、当該職員を講師とした伝達講習等により地域への普及を図ります。

イ NOSAIは、年2回臨床獣医師の教育・育成を目的に開催している新任獣医師研修会（1、2、3年次）、大学の卒後教育研修及び全国農業共済協会が開催する発表会・研修会等の各種研修会へ積極的に参加し、知識や技術の伝達に努めます。

ウ 県獣医師会等は、各種研修会、講習会の開催に努めるとともに、関係学会等の開催状況等を関係獣医師へ周知します。

エ 宮崎大学は、卒後教育研修や講習会の開催を通し、知識や技術の普及に努めます。

### (2) 小動物分野

今後、小動物飼育世帯数は増加することが想定され、飼育動物の種類も多様化し、高度かつ広範囲な診療技術、保健衛生の指導等が求められます。そのため、県獣医師会や宮崎大学は技術の向上を図るため、専門分野別に各種研修会及び講習会の開催に努めるとともに、関係学会等の開催状況について関係獣医師への周知を図ります。

また、愛玩動物看護師についても、より高度な知識及び技術が求められるため、県獣医師会や宮崎大学主体で各種研修会及び講習会の開催に努めます。

## 3 生涯研修

県獣医師会や宮崎大学等は、診療に従事する獣医師が、常に変化する獣医療技術や海外悪性伝染病及び新興・再興感染症等に関する知識・技術を適時・適確に取り入れ、時代に即した獣医療を提供していくため、各種研修会、講習会の開催や関連する教材等の提供に努めます。

また、研修施設への移動が困難な地域に勤務する獣医師についても、各種の新たな情報媒体等を活用した教材利用によって情報の周知を図ります。

## 第5 その他獣医療を提供する体制の整備に関する事項

### 1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

県は、獣医療を適正に提供する観点から、産業動物臨床や家畜衛生行政に加え、公衆衛生行政や動物愛護行政、野生動物管理等の自然環境保全や小動物獣医療も勘案し、県内の獣医療の状況を十分に把握します。さらに、県内3か所の家畜保健衛生所について獣医療の監視指導體制及び相談窓口として明確化します。

### 2 飼育者への衛生知識の啓発・普及等

#### (1) 産業動物分野

県は、家畜伝染病予防法に基づく地域自衛防疫推進協議会の活動の推進をはじめ、畜産関係団体等と連携し、家畜飼養者に対する家畜衛生知識の啓発・普及に努め、安全かつ安心な畜産物を生産するための適正な飼養衛生管理の徹底を図ります。

#### (2) 小動物分野

県は、宮崎大学や獣医師会等と連携し、小動物の適切な健康管理、動物愛護の普及・啓発を図るため、飼育者に対する適正飼養の推進、衛生に関する知識の周知及び健康相談活動の推進を図ります。特に、本県はSFTSの症例数が全国で最も多く、愛玩動物を介した感染例も確認されており、人獣共通感染症の周知徹底が非常に重要であることから、県は宮崎大学、獣医師会等と連携し、飼育者に対する普及・啓発を推進します。

また、大規模災害発生時のペットとの同行避難が求められる中、避難時にトラブルを起こさないしつけの指導や避難所を運営する自治体との連携を強化します。

さらに、獣医師によるインフォームド・コンセントの徹底、診療施設の専門化、機能分担等については、県獣医師会が主体となって調整を行い、適正な獣医療を提供するための条件整備を促進していきます。

### 3 広報活動の充実

県及び獣医師会等は、関係機関・関係団体と連携し、家畜衛生や適切な獣医療の情報提供に努めます。

### 4 取組内容の見直し

本計画の達成を図るため、取組状況や達成状況の把握に努め、必要な場合は取組内容の見直しを検討します。